

平成26年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集

初等中等教育局児童生徒課

平成27年12月18日

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- | | |
|----------|-----------|
| ①不登校 | ⑦家庭環境 |
| ②いじめ問題 | ⑧教職員との関係 |
| ③暴力行為 | ⑨心身の健康・保健 |
| ④児童虐待 | ⑩学業・進路 |
| ⑤友人関係 | ⑪発達障害等 |
| ⑥非行・不良行為 | ⑫その他の内容 |

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者へ助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置上の工夫

1回当たりの配置時間数は、効果が得られる範囲内で、学校の状況やスクールカウンセラーの都合に合わせて調整すること、配置校の状況に応じて、市町村教育委員会と教育局が協議した上で、配分時間数を調整することを認めている。

（例）A中学校 108時間（－4時間）→B中学校 116時間（＋4時間）

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置校数>

小学校： 12校
中学校： 251校
中等教育学校： 1校
高等学校： 71校
特別支援学校： 5校

<スクールカウンセラー>

①臨床心理士 100人
②精神科医 0人
③大学教授等 13人

<スクールカウンセラーに準ずる者>

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 35人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

<勤務形態>

小学校 : 週1日・1回4時間
中学校 : 週1日・1回4時間
中等教育学校 : 週1日・1回4時間
高等学校 : 月1日・1回4時間
特別支援学校 : 月1日・1回4時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業の目的や、スクールカウンセラーの学校における位置付けやスクールカウンセラーとの情報共有など、学校や市町村教育委員会の役割等を明確にした「スクールカウンセラー活用事業実施要綱」を策定し、毎年度の事業開始時に同実施要綱を遵守するよう学校及び市町村教育委員会に通知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

①全道連絡協議会

スクールカウンセラー、市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員、北海道教育庁いじめ問題対策チーム員など

②地区別連絡協議会（教育相談員セミナー）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会の担当職員等、市町村教育委員会の教育相談担当者や地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談の担当者など

(2) 研修回数（頻度）

全道連絡協議会：1回、地区別連絡協議会：6回（6地区×各地区1回）

(3) 研修内容

①全道連絡協議会

- ・講演
- ・地区や職種における取組の成果と課題等についての研究協議

②地区別連絡協議会

- ・いじめなどの相談に適切に対応するための方法等に関する研究協議（カウンセリングの手法に関する説明や演習、事例研修等）
- ・各市町村の教育相談活動に関する情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・国立教育政策研究所総括研究官の今日的な生徒指導上の課題に関する講演や、大学教授等のカウンセリングの事例に基づく講話

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

現時点では、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

なし

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】SSWと連携し複雑な家庭環境に対応するための活用事例（⑦、⑩）

1 アセスメント

- 当該生徒は、小学校高学年の時に、親が勤める事業所がある校区の小学校に転校した。
- 小学校中学年時に、医療機関で不注意優勢型ADHDと診断され、病院を受診して、投薬治療を受けている。
- 当該生徒の父親は、当該生徒が言うことを全く聞かないため、しつこく称して怒鳴ったり叩いたりすることがあり、当該生徒との関係が悪化し、話をしなくなった。
- 父親は母親に対して、厳しい言葉を投げかけることがあり、父親と母親の関係が悪くなると、当該生徒は祖母宅へ行くことが多い。

2 プランニング

- SCとSSWとの連携を通して、当該生徒とその保護者に対する関係機関を含めた適切な支援を効果的に行うことができるよう、SCとSSWが、当該生徒や家族と面談した状況などについて、教育委員会を通じて、中学校や児童相談所、家庭児童相談室に、文書で報告をするようにした。
- 教育委員会は、SCとSSWとの2名体制で「相談室」を運営することとし、SCとSSWの役割を明確にして、支援が必要な家庭に働きかけることとした。
- 当該生徒への対応においては、SCが保護者のカウンセリングを中心に行うこととし、SSWが当該生徒との関わりを中心に行った。
- ケース会議において、SCやSSWやが、当該生徒や保護者との対応によって得た情報を報告し、学校と今後の対応等について協議した。

3 関係機関との連携

- SCとSSWとは、要保護児童対策地域協議会に出席し、学校と関係機関が当該生徒とその保護者に対して適切な関わりをもてるように支援した。
 - SCとSSWが取組の進捗状況を確認し、SSWが児童相談所及び家庭児童相談室に、文書で当該生徒の支援の状況を報告するなど、連携を密にした。
- 4 成果
- SCが保護者と良好な関係を構築したことにより、保護者が安心してSCに相談できる状況をつくることができた。
 - SCとSSWの連携による適切な支援により、当該生徒と保護者との良好な関係が構築され、当該生徒の表情が明るくなり、家庭における問題行動をなくすることができた。
- 5 課題
- 当該生徒と保護者の良好な関係の構築に向け、SCとSSWの連携をより一層強化して支援する必要がある。

【事例1-2】ひきこもりの生徒の学校復帰支援のための活用事例（①、⑦）

1 アセスメント

- 当該生徒は、小学校の時に医療機関で「軽度の発達障害・コミュニケーション障害」と診断され、児童相談所で療育手帳を取得した。
- 中学校第2学年になると外出機会が増えたが、サングラスとマスクを装着するなど、人の目を過剰に気にしているものの、外部支援者と会うことは嫌がらない。ただし、信頼関係を築くことに関心が薄かった。
- 母親とは母子密着型の関係が見られ、母親の思いに影響されやすい。
- 当該生徒の母親は、小学校の学級担任や学校の強い指導を負担に感じ、学校に対する警戒心や不信感を抱くとともに、母親は当該生徒の心の安定を大切にし、無理に登校させようとしなかった。

2 プランニング

- 短期目標「SC室への入室（ラポール形成、学校への抵抗感を少なくする。）」
 - ・学級担任の家庭訪問を継続（学級担任と生徒の信頼関係づくり）
 - ・SCと当該生徒のカウンセリングを継続（発達・心理面の問題把握、信頼関係づくり）
 - ・当該生徒と母親に対するSSWの面会を継続（外部支援者との信頼関係づくり）
- 中期目標「SC室からの拡大（滞在時間、安心できる空間、触れ合う人の広がり）」
 - ・生徒指導部：学校側の受け入れ計画（個別対応）を進める
 - ・SC：生徒の心理的サポート
 - ・SSW：学校外でのコミュニケーション訓練（適応指導教室）

3 関係機関との連携

- 学校側の情報窓口をSCに一本化し、SCがSSWの視点を加え包括的なアセスメントを作成した。
- SCとSSWの協働を前提とし、互いに知り得た情報やカウンセリングの経緯を共有した。
- 学校側の求めに応じて、SCやSSWはケース会議等に参加し、期待される解決策やプロセスなどについて話し合い、目標を共有した上でプランニングや支援を行っている。
- 児童相談所は、発達検査・心理検査、当該生徒の母親との相談内容や家庭状況に対する情報提供を行った。
- 適応指導教室は、ひきこもりから復帰するために必要なコミュニケーション訓練を計画し、実施した。

4 成果

- 当該生徒が、学級担任やSC、SSWの家庭訪問時に直接会い、問いかけに応じるようになった。
- 当該生徒は、カウンセリングのために、学校内にあるSC室へ来ることができるようになり、「学校へ戻りたい」と、自分の希望を言うようになった。また、不安や心配事を表情や言葉で表現できるようになった。

5 課題

- 当該生徒の自己決定に沿ったプランをスタートさせることができたが、心理的な問題の克服や周囲の環境に慣れさせるなどの配慮が必要である。
- 当該生徒の学習の遅れが大きな問題となっていることから、学習意欲を保ちながら、当該生徒と母親が望む進路を目標として、学習機会を保障するなど学校と協力した支援体制を維持する必要がある。

【事例2】不登校解消に向けてSSWと連携し貧困に対応するための活用事例（①）

1 アセスメント

- 当該生徒は、昨年まで、家庭の事情で母親と離れ、曾祖母に養育されていたが、現在は曾祖母が住む町から離れ、母親と姉、当該生徒の3人で生活をしている。家庭の経済状態から、制服や、学習に必要な教材などの購入が困難である。
- 当該生徒は、周囲の人に心を閉ざしがちであり。他人とコミュニケーションをとろうとしない。また、男性に対して警戒心と不信感を抱いている。
- 当該生徒は、母親・姉と同居している。母親はうつ病であるが、お金がなくて通院していな

い。また、男性に恐怖心がある。姉は成人しているが、現在無職でひきこもりである。

- 母親のパート収入で家族3人が生活しているが、電話、電気などのライフラインが止まることがあり、市営住宅の家賃を数か月分滞納状態である。また、援助してくれる親戚縁者はいない。

2 プランニング

- 支援が必要な問題を、①不登校、②貧困問題 ③生徒の心理的ケア ④家族関係に焦点化し、家庭の生活基盤の安定化を図り、生徒のコンプレックスや心理的負担を軽減し、生徒の自尊心を高める支援を行い、登校に結び付けることとした。
- 生徒の心理的ケアを行うために、女性のSCが対応に当たること、信頼できる他者（大人）との関係をつくるようにした。
- 不登校の対応については、担任や学級生徒からの働きかけを工夫し、新しい環境への抵抗を軽減していくとともに、学校生活に必要なものが不備であることへの配慮を心がけた。また、生徒の内面の変化をSCが把握するようにした。
- 貧困への対応については、SSWを中心とした関係機関との連携により、各種手当・補助金を申請し生活保護の申請をサポートすること、ライフラインを確保すること、母親の精神疾患の治療の支援ことを進めた。
- 家族関係改善のために、母子生活支援員等と協働し、母親支援を行った。

3 関係機関との連携

- SCが生徒との対応を中心に行い、SSWが、外部機関との連携を進めながら、両者で効果的な支援になるよう調整した。
 - ・市生活保護課～生活保護申請、一時金貸与、家庭指導、
 - ・福祉事務所母子父子自立支援員～親子関係、家族関係に関する支援
 - ・小児科医～生徒の心理的ケア
 - ・ハローワーク～就労支援

4 成果

- 生活保護の申請をサポートするとともに、各種手当、就学に関する補助金の申請を行い、学習教材や制服を用意することができた。
- 母親が当該生徒を登校させることに積極的に協力するようになった。

5 課題

- 当該生徒の心のガードが固いので、生徒を支えるキーパーソンを増やしていく必要がある。
- 当該生徒の学習や学校生活への興味や意欲が高まらない。
- 生徒の抱える悩みが複雑であるとともに、母親との関係が良くならない。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 本道においては、平成25年度は142名、平成26年度は158名のSCを配置し、日常的な児童生徒の相談に対応するとともに、緊急的なカウンセリングにも対応し、児童生徒が安定した学校生活を遅れるようにしている。
- 児童生徒の相談とともに教員へのコンサルテーションを進めたり、校内研修において講師を務めたりするなどして、学校の教育相談体制の充実を図っている。

① 配置人数

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 数	112	121	142	158

② 相談人数

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 数	19,446	18,104	22,027	21,921

(2) 今後の課題

- 問題行動等の事案が少ない学校では、SCも加わって日常の児童生徒の様子についての交流を推進する必要がある。
- 生徒指導上の諸問題に対して、学校がSC任せになっている状況が見受けられた。
- 配置校の拡大に伴い、SCの経験に差が見られたり、SCの活用の仕方に学校の差が感じられたりす

る状況がある。

- 中学校を中心にＳＣを配置しているが、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化等を踏まえると小学校への配置の拡大や高等学校を含めた弾力的な配置や活用、緊急時における柔軟な対応等が必要である。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校等の諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うことを主な目的としている。

（2）配置計画上の工夫

＜小・中学校への配置及び派遣＞

原則として、スクールカウンセラーを拠点となる中学校に配置し、近隣の中学校（1～2校）及び校区内の小学校（1～2校）に派遣している。

＜高等学校等への派遣＞

学校教育課にスクールカウンセラーを配置し、高等学校及び特別支援学校に派遣している。

＜緊急派遣＞

スクールカウンセラーが配置されていない学校において専門的なカウンセリングが必要な事案が生じた場合、市町村教育委員会からの要請に基づき学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを緊急派遣するとともに、近隣のスクールカウンセラー配置・派遣校の協力を得て、カウンセリングを受けることができるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

＜配置人数について＞

小学校	：	52校
中学校	：	92校
高等学校	：	65校
特別支援学校	：	19校
教育委員会等	：	1箇所

＜資格について＞

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 14人
- ③大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 29人

<勤務形態について>

拠点校	46 中学校	(年間40日・1回4時間)
対象校	46 中学校	(年間23日・1回4時間)
	52 小学校	(年間23日・1回4時間)
巡回校	65 高等学校	(学校からの要請に基づき1日2時間) (学校教育課に配置)
	19 特別支援学校	(学校からの要請に基づき1日2時間) (学校教育課に配置)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

スクールカウンセラー配置事業実施要項を、スクールカウンセラー配置事業の概要及びスクールカウンセラー設置要綱とともに、スクールカウンセラー活用連絡協議会(スクールカウンセラー、学校及び市町村教育委員会担当者、教育事務所及び県総合学校教育センター担当指導主事対象)において、周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー
- ・配置校及び派遣校担当者
- ・各教育事務所担当指導主事
- ・配置先及び派遣先市町村教育委員会担当者
- ・県総合学校教育センター教育相談課指導主事

(2) 研修回数(頻度)

- ・年2回(スクールカウンセラー活用連絡協議会)
- ※臨床心理士会主催の研修を年3回実施している。

(3) 研修内容

- ・講義「スクールカウンセラーの効果的な活用について」
県総合学校教育センター教育相談課指導主事
- ・事例検討
- ・情報交換、協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・事例検討
3名のスクールカウンセラーによる提案事例に基づき、効果的な対応について協議を行う。
 - ・情報交換、協議
スクールカウンセラー相互による情報交換及び協議を行う。
- ※協議内容
学校における教職員との対応、不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止に向けた取組、児童虐待に関する事案等

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

(6) 課題

- ・関係機関（県臨床心理士会、大学等）との連携による研修の実施
- ・研修機会の充実
- ・研修内容の充実
 - ※いじめや不登校、問題行動等の未然防止、児童虐待事案への対応等
- ・スクールカウンセラーの活用に係る現状、成果及び課題について、市町村教育委員会担当者及び学校担当者との情報共有

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向及び家庭環境改善のための活用事例（①、⑦）

- ・自傷行為、集団不適応傾向のある不登校傾向児童について、学級担任の働きかけにより、本人及び母親とスクールカウンセラーが面談した。
- ・精神疾患を抱える母親の育児や家庭環境（父親の家事育児放棄）に係る課題について、本人及び母親との相談に加えて、関係機関（地域活動支援センター、児童相談所等）との連携を図った。
- ・学校では管理職、学級担任、養護教諭等と支援に係る方向性と役割分担について協議した。
- ・関係機関との連携により、母親の治療やその間の児童預かり、家庭へのヘルパー派遣等の支援が行われ、家庭環境の改善が図られた。
- ・スクールカウンセラーによる、母親の心理的負担の軽減、心理テストから見える児童の不安や悩みの軽減等のための支援の継続により、不登校傾向は改善された。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

- ・本県では、原則として、スクールカウンセラーを拠点となる中学校に配置し、校区内の小学校にも派遣している。そのため、小学校の頃に関わっていた不登校傾向の児童生徒について、中学校に進学した後も本人及び保護者に支援を継続することができるとともに、小中間の情報連携（小中合同ケース会議等）が円滑に行われることにより、不登校の改善、克服に至った事例がある。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

- ・不登校対応として、スクールカウンセラーを講師に各学期ごとに年3回実施した。
- ・「不登校チャートの活用」を主たる研修テーマとして、「理論編」、「実践編」、「事例検討と振り返り」を研修内容とした。
- ・研修実施以前は、不登校対応について教員間で認識のずれが大きかったが、年3回の研修により不登校生徒及び保護者との対応について共通理解が図られ、全校共通の指導と支援が行われるようになった。また、事例検討と振り返りにより、情報（対応の成果と課題）の共有化と、取組に対する適切な評価が行われ、不登校対応に係る学校としての体制の改善と強化が図られた。
- ・いじめや不登校をはじめとした問題行動等の対応についての研修は、年に複数回実施するとともに、先進的な取組事例に加えて、教員が抱える個々の事例を全校あるいは複数で検討し合う機会の設定が効果的である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<相談者数について>

小学校	実相談者数		延べ相談者数	
	H25	H26	H25	H26
児童生徒	404	508	1,229	1,282
保護者	219	248	445	548
教職員	365	656	1,450	1,973
管理職	75	147	422	450
その他	16	63	47	125
合計	1,079	1,622	3,593	4,378

中学校	実相談者数		延べ相談者数	
	H25	H26	H25	H26
児童生徒	740	1,177	2,688	3,060
保護者	331	491	958	1,151
教職員	688	1,407	4,389	5,585
管理職	115	205	437	644
その他	37	123	140	330
合計	1,911	3,403	8,612	10,770

- ・相談者数が大きく増加した。
- ・中学校では配置校拡充により、相談者数が特に大きく増加した。

<相談事項別件数について>

小学校	児童・生徒	保護者	教員	その他	合計	
					H26	H25
不登校	55	58	198	3	314	84
いじめ	18	2	32	1	53	19
校内暴力	0	0	1	0	1	1
友人関係	186	27	130	3	346	171
親子問題	29	51	100	2	182	80
進路問題	16	12	23	1	52	34
異性問題	11	0	0	0	11	1
非行一般	2	2	4	0	8	2
生活全般	252	112	544	48	956	443
その他	160	73	375	7	615	137
合計	729	337	1,407	65	2,538	972

中学校	児童・生徒	保護者	教員	その他	合計	
					H26	H25
不登校	268	262	851	60	1,441	359
いじめ	14	14	16	3	47	31
校内暴力	0	0	13	0	13	2
友人関係	269	25	296	8	598	226
親子問題	171	91	263	11	536	165
進路問題	142	26	84	6	258	133
異性問題	24	1	39	2	66	14
非行一般	10	3	24	0	37	26
生活全般	661	184	1,157	79	2,081	547
その他	236	62	720	48	1,066	354
合計	1,795	668	3,463	217	6,143	1,857

- ・相談内容の区分がより詳細になったため、一概に比較できないが、各相談事項とも増加している。

<教育プログラム実施数について>

	小学校	中学校	合計
教職員	0	6	6
児童生徒	52	33	85
保護者	0	2	2
合計	52	41	93

- ・児童生徒を対象とした教育プログラムを実施している学校が多い。

※教育プログラム

(ソーシャルスキルトレーニング、アサーション・トレーニング等)

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー配置校の拡充
- ・スクールカウンセラーの人材確保及び資質向上
- ・スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携の在り方

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒の心のサポートのために、スクールカウンセラーの全県配置を行うとともに臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的ケアに取り組む。

（2）配置計画上の工夫

県内全ての公立中学校においてスクールカウンセラー（63人）を活用することができるように、被災状況、学校規模、支援ニーズに応じて、年35回配置校、年17回配置校、年6回配置校という区分で配置した。

公立小学校については、ニーズの高い学校に配置するとともに、沿岸部の被災児童が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー（13人）を配置した。

県立高校はエリア担当制とし、10エリアを10人の臨床心理士が担当した。沿岸南部の被災の大きい地域の高校（6校）についてはさらに、大学チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）が臨床心理士資格を持つ教員を毎週交代で派遣した。

県内の有資格者数が限られているため、勤務形態の工夫等により学校のニーズに対応している状況である。

（3）配置人数・資格・勤務形態

■配置人数（のべ）

- ・小学校 : 37人（年35回：32人、年17回：5人）
- ・中学校 : 146人（年35回：119人、年17回：19人、年6回：8人）
- ・高等学校 : 1人（単独配置は1校のみ。これ以外はエリア担当制で対応。）
- ・特別支援学校 : 10人
- ・教育事務所 : 13人（沿岸南部教育事務所、宮古教育事務所、県北教育事務所）

■資格

- ・スクールカウンセラー（配置型29人・巡回型13人・スーパーバイザー5人）について
 - ①臨床心理士 43人
 - ②精神科医 0人
 - ③大学教授等 4人
- ・スクールカウンセラーに準ずる者（34人）について
 - ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
 - ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 32人
 - ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

■勤務形態について

- ・単独校 146 中学校（週1日・1回4時間または6時間）
※年35回：119校、年17回：19校、年6回：146校
- 37 小学校（週1日・1回4時間または6時間）
※年35回：32校、年17回：5校）
※配置していない学校については、中学校SCの小学校訪問にて対応
- 1 高等学校（週1日・1回6時間）
※単独配置は1校のみ（これ以外はエリア担当制で対応）
- 10 特別支援学校（週1日・1回4時間）
- ・巡回校 64 中学校（週1日・1回6時間） } 沿岸部3教育事務所に配置
- 128 小学校（週1日・1回6時間） } ※名称：巡回型カウンセラー
- 54 高等学校（週1日・1回6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

東日本大震災発災以降、中長期的な支援を見据えた幼児児童生徒の心のケア体制を確立するため、「いわて子どものこころのサポート事業」として、以下の3つを柱として取り組むことを確認している。これら3つを有機的に結び付けて実施することにより、心にダメージを受けたり、トラウマやストレスを抱えたりしている子供のサポートに資することとしている。

- ・心のケアに関する教職員の研修（こころのサポート研修会の実施、研修資料の整備）
- ・心のケアに関わる人的支援等（SC、SV、SSW、相談員等の配置）
- ・「心とからだの健康観察」の活用（各学校におけるアンケートの実施と心のサポート授業の実施）

本事業の方向性の周知については、毎年度のスクールカウンセラー連絡協議会、管理職研修会、指導主事会議、教職員向けの生徒指導研修会等において具体的に説明することとしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（2）研修回数（頻度）

年3回（うち1回は、県臨床心理士会が主催するもの）

（3）研修内容

- ・教育と福祉との連携についてSCに期待すること
- ・トラウマや発達障害を抱える児童生徒及びその保護者への支援の在り方
- ・いじめの問題の理解とSCに期待されること

（4）特に効果のあった研修内容

- ・いじめをテーマとした研修において、はじめに講演でいじめの問題に関する共通理解を図り、その後のグループ協議で、各学校における取組などの情報交換を行った。各自が持ち寄った個別のいじめ事案に対する見立てや対応策について、グループ内で協議した後、大学教授や有資格者が準ずる者に助言する場を設けた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

沿岸部の3教育事務所に5人のSVを県外から派遣している。

○活用方法

スクールカウンセラーのSVに加えて、SC・教職員研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

(6) 課題

県内のSVを担える有資格者の数が限られているため、他県から招へいしなければ、被災地等の学校のニーズに十分応えられない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】震災トラウマ対応のための活用事例 (12)

事例：小学5年女子児童（自宅が被災し、沿岸から内陸に転居・転校／母喪失）

学校生活では特に問題のない児童であり本人からの訴えもなかったが、「心とからだの健康観察」（心理アンケート）を実施した際、『思い出して苦しくなる』等のトラウマ反応がみられ、自由記述欄には『よく友だちに母親のことを聞かれる。あまり聞かれたくない』との記載もあった。本家庭は、東日本大震災で被災し、自宅が全壊した上、母親が亡くなっている状況があり「つらかったこと」も『大震災』と回答していることから、震災によるストレス・トラウマを抱えていると捉え、SC面接を実施することとした。

SC面接では、「ママは自分たちの衣類等を準備して逃げて遅れた、海は人の命を奪うから行きたくない」話した。また、「弟が『ママに会いたい』と泣くと自分も泣きたくなくなるが自分まで泣いたら母が悲しむから」と言い、「ママは夢に出てくるし、お墓に行って私や弟にトンボがとまるとママかなあと思う」等と思いを語った。このような話は、これまで誰にもしてこなかったということであった。その他、「今は母の夢を叶えるために犬をいっぱい飼っている」と現在でも母の思いを大切にしていることや、「パパは疲れているし、パパがいなくなったらどうしよう」と不安を抱えていることも語った。

SC面接を開始したばかりの時期は、このような震災に関わる話が多かったが、回数を重ねるごとに学校生活や友人関係等の話題が増え、年齢相応の悩みを話すようになっていった。

本児童は、震災における喪失体験、及び生活の変化から様々な思いを抱えていたが、内陸部に転居・転校したこと、さらに父子家庭

という環境において、父も子供に目をかける余裕がなかったことから、思いを語る場がなかった。SC面接を通して、本児童が信頼できる大人に思いを語ったことや、そこで自分の感情と向き合い、少しずつ受け入れていったことは、回復の一助となったと思われる。

これら本児童に関わる情報を教職員と共有することで、本児童が安心して学習・生活できる環境づくりについて考え、工夫するようになった。

心とからだの健康観察 ＜学校保管児童生徒保護票＞		心とからだの健康観察への回答										＜＜ストレス反応の種別＞＞				
小学校 5年1組7番 生年月日 [] [] [] [] [] [] (女性)		質問	内容	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	【過覚醒】	【再発性】	【回避性】	【その他】	
取り扱い注意 (8年保存)		1	驚かさない	2	1	1	1					H23	2/9	2/9	1/9	6/9
＜平成26年の結果＞		2	集中できない									H24	2/9	2/9	2/9	6/9
【過覚醒】		3	寝て起きれない	1	1	2	2					H25	2/9	2/9	2/9	2/9
質問1～3		4	寝て起きれない									H26	2/9	4/9	2/9	3/9
【再発性】		5	思い出して辛い									H27				
質問4～6		6	思い出して辛い	0	0	0	0					H28				
【回避性】		7	避ける、考えないようにする									H29				
質問7～9		8	自分を守る、悪い方に考える	0	2	0	0					H30				
【マイナス思考】		9	自分を守る、悪い方に考える	0	2	0	0									
質問10～12		10	自分を守る	0	2	0	0									
「つらかったこと」= 大震災、その他、一方向、母喪失		11	後悔しない													
* 質問1～12はつらい体験をした後における心身の反応です。		12	後悔しない													
＜日常のストレスについての回答＞		13	家族の争い	0	2	0	0									
質問		14	家族の争い	0	2	0	0									
内容		15	家族の争い	0	2	0	0									
回答		16	家族の争い	0	2	0	0									
* 質問13～17は本人が自覚しているストレス反応です。		17	家族の争い	0	2	0	0									
回答2・3は色つきセルにしています。報告期間の時は、この項目を切り口にします。		18	家族の争い	0	2	0	0									
		19	家族の争い	0	2	0	0									

(参考) 心とからだの健康観察児童生徒個票

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

小中一貫教育を実施している自治体において、子供の心のサポートに関する小中連携について、下記のような取組を実施している。

（1）個別のケースへの対応

2学期より不登校の小学6年男子は、SCとの面談を通して、保健室を利用しながらの再登校をはじめた。本人、母親とも現在の不安定な状態は一過性のもので、中学生になったら登校できると考えていたが、対応したSCは、不安と回避が強い本児童が環境の変化に対応することは困難であり、その際安心できる場があると不安の緩和につながると見立てた。

本児童の状況について、進学予定先の中学校の養護教諭とも情報共有し、中学校の養護教諭が、小学校の保健室に顔を出して本人との関係づくりを行い、継続して本人の安心感を維持することを試みた。

※この子供は、現在中学校で不登校状態であるが、同じSCが中学校の担任と母親を繋ぎ、情報や見立てを共有しながら、連携して支援にあたっている。

（2）9年間を通した児童生徒理解について

小中連携には、9年間を通した児童生徒理解が不可欠だという認識のもと、小中合同による「心のサポート基本研修会」をSCと教職員で企画した。当日は、1年～9年生までの「心とからだの健康観察」の経緯を全職員で確認し、SCから見た子どもの様子について、発達段階を加味しながら解説した。その後、グループで話し合う時間をとり、教員がお互いの思いを伝えあう時間を持った。さらに、心のサポートの「予防・育成的」な取組として、中学校で実践している「グループアプローチ」の授業紹介をおこなった。研修後の感想には、「もっと小学校時のことが知りたい」「中学校の実践を小学校でも取り入れたい」「小中合同でやってよかった」という意見が多く見られ、SCの橋渡しにより小中の先生方の連携や交流が増えるきっかけになった。

（3）防災教育に関して

この小中一貫校では、平成26年度から防災教育の一環として年間計画に「防災週間」を設けている。小中学校間である程度共通した内容に取り組むように計画を立てたが、校舎が離れていることもあり、具体的な取組についてはそれぞれの学校が独自の実践を行っていた。

防災教育は、予防教育の側面をもちながら、直面化・再体験を引き起こす可能性もあることから、心のサポートとセットで実施する必要があるということをSCから提案した。避難訓練等の実施に際し、その企画段階からSCが関わることで、小中とも共通したコンセプトで取り組むことができた。

子供のこころのサポートに関わる取組は、担当教職員にとっては不安や迷いが伴い、負担感が大きい。このような取組を通して、心のサポートについて、小中学校間で積極的に協働していこうという確認をすることができた。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

（1）背景

当該中学校は、生徒指導に熱心であり、その成果により生徒は規律ある生活を送っていた。しかし、最近、厳しい指導だけではルール違反が解決しない事例や、反抗的な態度が見られる事例も目立つようになってきたため、学校は教育相談を充実させることにより、状況を改善していくこととした。

（2）課題

教師は、教育相談的な態度について、「共感的」「受容的」に、生徒に関わることだと理解し、生徒に接した。しかし、その姿勢は、生徒のルール違反を容認し、逸脱行為を許すことを招いた。また反抗的な生徒に共感的態度で接することを意識しすぎて、「君の気持ち分かるよ」と声をかけると、その生徒を激昂させてしまったりすることとなった。

さらに、コミュニケーションが苦手な生徒は、教師の問いかけに黙り込み、むしろ関係が悪化するという事態となった。

(3) 研修内容

校長は、教育相談的なアプローチが悪いのではなく、誤った手法や態度が用いられるためだと判断し、教職員に正しい考え方を獲得させるために、SCを講師とする教育相談に関する研修を実施することとした。研修のテーマを『教育相談の目標とその実現のための技法』とした。

[傾聴の技法]

研修では、まず「何のために生徒の話を聴くのか」が問われ、その上でSCが生徒役になり、教職員が傾聴することをイメージする課題が提示された。参加した教員は、「うん、うん」と頷いた後に何をすればよいのか分からず、他者への攻撃的な言動や逸脱行為が語られると返答に困った。参加者の戸惑いに応じて、SCからはサマリングや感情への注目などの具体的な技術が提供された。加えて、その介入が適切に行われるために必要なことば（疑問詞）の使い方が指導された。

[傾聴の目的]

傾聴の目的が、泣いたり興奮したりした生徒をなだめることではなく、困り果てて見失っていたもう一つの願いを思い出させることであることが解説された。例えば、生徒は「投げ出したい」と思いながら「良い成果を上げたい」という一見矛盾する気持ちを同時に持っていること、不適切な行動を取る生徒はその時、「投げ出したい」という片方の気持ちだけで心が満ちてしまい、「良い成果を上げたい」というもう一つの気持ちを見失っていること等であった。

生徒が「良い成果を上げたい」に気付けるようになるためには、「投げ出したい」という気持ちを教員が正確に理解する必要があると、正確に理解するためには、客観的事実ではなく、生徒自身の理解の枠組みを用いて現実がどのように見えるのかを点検することが必要であるということが確認された。

(4) 研修後のSCの活用

研修の翌週から、当該校の教職員は、SCに、生徒の態度や行動の意味に関するコンサルテーションを受けることが多くなった。

その結果、たとえば、「どこの高校も行かない」と進学を放棄した生徒は、「希望の学校に入れる実力が無いことを受け容れようと努力している生徒」と理解されるようになり、「何も宿題をやって来ない怠惰な生徒」は「先生に厳しく注意されても反抗をしない素直な生徒」と理解されるようになった。

教師が理解を変えると教師自身の行動も変化し、否定的な話や攻撃的な話を粘り強く理解しようとするようになり、同時にその姿勢が生徒に伝わるようになった。掃除用具入れを蹴った生徒を注意する際も、「イライラしたから蹴った」のではなく「蹴りたくなるほどイライラした」と理解できるようになり、イライラしたときの対処法について、生徒自身と相談できる関係が生じた。

(5) 成果

単回の校内研修で、教師の相談技術を顕著に向上させることは難しい。しかし、何を目的に教育相談を行うのかを理解させるには十分であった。また、その技法をすぐには使えなかったとしても、SCのコンサルテーションに頼ることで、その技術不足を補えることを理解させることができた。

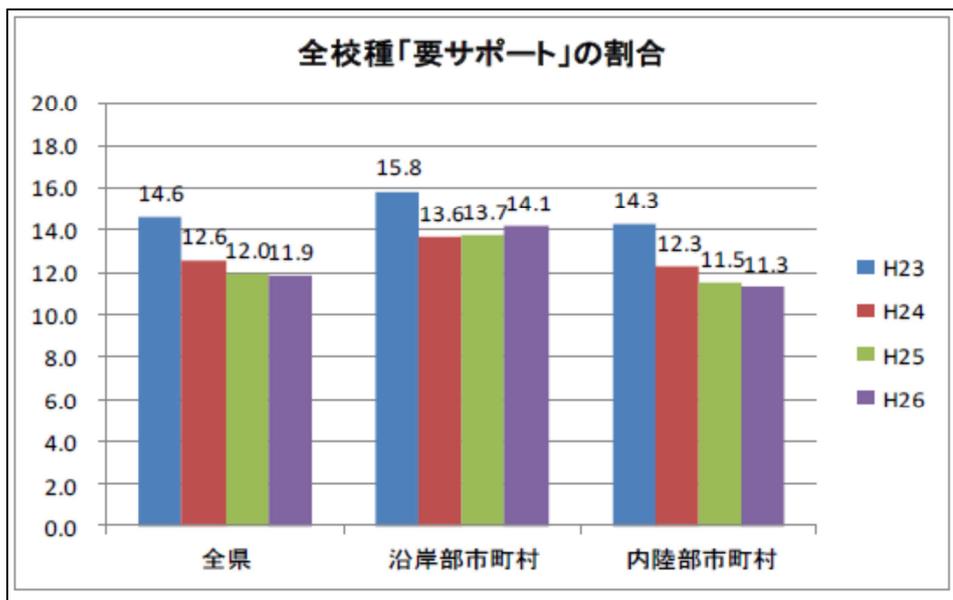
本研修により当該校の教育相談に関する誤解は解消された。さらに、教職員が教育相談的な態度と理解を獲得し、それにSCの活用を加えることによって、教育相談がより有効に機能するところとなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<「心とからだの健康観察」集計結果より>

- ①阪神淡路大震災では、「教育的配慮を要する児童生徒数」が震災後2～4年後にピークを迎えたという前例があるが、本県の要サポート児童生徒※の数は、H23 19,766人、H24 16,758人、H25 15,672人、H26 15,199人、その割合はH23 14.6%、H24 12.6%、H25 12.0%、H26 11.9%と年々減少している。
- ②「辛かったこと」で震災津波を想起している割合が高い小学生について、震災当時小学生だった子供は、小6まで要サポート率が年々下がる傾向がある。また、震災時未就学だった子供は、入学直後の要サポート率が高いものの、学校生活の中で適切なケアを受ける中でその割合が下がる傾向にある。



※過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している児童生徒

<「問題行動等調査」結果より>

本県児童生徒の不登校の状況について、SC等の積極的活用が図られたことにより、震災前と大きく変わらない人数・割合を維持することができている。

区 分	小学校		中学校		合 計 人 数	高等学校	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)		人数	比率 (%)
平成 22 年度	138	0.19 (0.32)	789	2.11 (2.73)	927	475	1.47 (1.82)
平成 23 年度	133	0.19 (0.33)	734	1.98 (2.64)	867	444	1.41 (1.88)
平成 24 年度	134	0.20 (0.31)	705	1.93 (2.56)	839	401	1.31 (1.93)
平成 25 年度	153	0.23 (0.36)	710	1.97 (2.69)	863	373	1.26 (1.88)
平成 26 年度	143	0.22 (0.39)	791	2.23 (2.76)	934	354	1.22 (1.81)

(2) 今後の課題

- ①「幼児児童生徒の心のサポート事業」を今後も維持していくための有資格者等の人材確保及び事業に係る財源確保が大きな課題である。
- ②SCを今後更に効果的に活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをSCと協力して実施することができるように、SCと教職員合同の研修会を実施するなど普及・啓発に努める必要がある。
- ③SCがいじめの問題に対応していくために、いじめの認知等について共通理解を図る必要がある

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題において、不登校や高等学校における中途退学については、震災以前から全国値と比較して高い水準にあったが、震災以降もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- また、ネット環境の普及等による問題行動の広域化・複雑化、震災による家庭環境の変化や保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- これらのことから、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるためのスクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

（2）配置計画上の工夫

- 小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。
- 中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。
- 高等学校 : 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。
- 特別支援学校 : 高等部を設置する県立学校に配置。
 - ※ いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣を計画している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置学校数等

- 小学校 : 268校
- 中学校 : 139校
- 高等学校 : 75校
- 特別支援学校 : 3校

○資格

（1）スクールカウンセラーについて（のべ人数：学校配置）

① 臨床心理士

- 小学校 : 54人
- 中学校 : 103人
- 高等学校 : 71人
- 特別支援学校 : 3人

② 精神科医

※ いずれの校種においても該当者なし。

③ 大学教授等

- 中学校 : 1人
 - 高等学校 : 1人
- ※ 小学校・特別支援学校は、該当者なし。

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について（のべ人数：学校配置）

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※ いずれの校種においても該当者なし。

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

- 小学校 : 51人
- 中学校 : 51人

高等学校： 18人

※ 特別支援学校は該当者なし。

③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※ いずれの校種においても該当者なし。

○勤務形態について

268 小学校（週1回～月1回程度，年間平均19回，1回6時間～8時間）

139 中学校（週1回～週2回程度，年間平均42回，1回6時間～8時間）

75 高等学校（月2回程度，年間平均24回，1回6時間）

3 特別支援学校（月2回程度，年間平均24回，1回6時間）

※ ただし，学校の実情により，月当たりの勤務回数及び時間数は異なる。

(4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「学校教育の方針と重点」において，生徒指導関係事業として，資料末尾に掲載したビジョン等を掲げ，スクールカウンセラー等の効果的な活用・連携の在り方等について周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

○小・中学校

スクールカウンセラー

○高等学校・特別支援学校

スクールカウンセラー及び学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

○小・中学校

連絡会議（年2回）

各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会（年1回～2回）

○高等学校・特別支援学校

連絡会議（年2回），地区別連絡会議（県内7地区：年1回）

(3) 研修内容

○小・中学校

・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明

・ 事例検討会等の研究協議等

○高等学校・特別支援学校

・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明

・ 本県の教育相談の状況についての説明

・ 児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会

・ 事例検討会等の研究協議等

(4) 特に効果のあった研修内容

○小・中学校

・ 事例検討会を通して，事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また，講師からの指導助言を受けて見識を深めることができた。

○高等学校・特別支援学校

・ 家庭環境や校外での生活状況等の背景を踏まえた適切な支援の在り方についての講演会を行い，見識を深めることができた。

- ・事例検討会において仮想事例を検証することを通して、スクールカウンセラー及び学校担当者の事案の見立てや教育相談体制の見直しを図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・小・中学校
7教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で13人配置（年間70回配置：のべ回数）。
- ・高等学校・特別支援学校
県教育委員会高校教育課に4名配置（年間24～30回程度配置：のべ回数）

○活用方法

- ・スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助。
- ・児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング。
- ・各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供。
- ・スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言。
- ・その他、教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

○SSWとの協働に係る活用事例（⑦家庭環境）

生徒Aは、小学生の頃から父親から暴行による虐待を受けてきた。中学校ではこの状況に耐えきれず家を飛び出し、児童相談所が対応したこともある。Aと父親とは血縁関係はなく、母親は虐待現場にいながら無関心を装ってきた。このような経緯から、Aは高校入学と同時に親戚宅に生活拠点を移して通学することになった。

学校は、中学校から申し送りされたこの情報をもとに、入学当初から学級担任、スクールカウンセラー（SC）を中心に面談を行うとともに、教職員間で情報を共有し、適切な支援の在り方を検討してきた。また、関係機関との継続的な連携も視野に入れながら対策を講じる必要があるため、スクールソーシャルワーカー（SSW）によるコーディネートも併せて行うこととした。特にSCはAの自己肯定感が非常に低いことから、家族に対する信頼感を喪失しないよう配慮しながら、学級担任・学年所属の教職員とともに心理面のサポートを講じた。また、Aの支援状況は随時教頭に報告され、定期的なケース会議（教頭・学年主任・生徒指導部・保健厚生部）の実施等、校内の人材資源（リソース）を最大限に活用した教育相談体制の整備に取り組んだ。

○関係機関との連携、情報共有に基づくSCの活用事例（②いじめ問題、⑤友人関係）

生徒Bは、高校入学と同時に都市部から一家転住をした。入学後は比較的落ち着いた生活を送っていたが、夏休み中に母親からBを中学校時にいじめていたC・Dが、SNS上に誹謗中傷や暴行予告等の書き込みをしていることから、C・Dが引越先を突き止め、嫌がらせ等をしにくるのではないかと極度の不安症に陥っていると連絡を受けた。

学校は、この状況をSCと情報共有し、適切な支援の在り方についての助言を受けるとともに、書き込みに暴行予告に係る記載もあったことから警察へ相談した。また、Bの出身中学校及びC・Dの在籍校と情報共有を行った。これらの対応を通じて、Bはしだいに落ち着きを取り戻したが、カウンセリングを通して、Bが高校入学後SNSに友人の悪口を書き込んだことから、その関係が悪化したことが度々あったことがわかった。また、友人からはC・Dに対する報復をほめかす発言をしていると報告を受けた。さらに、出身中学校からは、いじめのきっかけはBがSNSでC・Dの悪口を書き込んだことによるものとの情報が提供された。

これらのことを踏まえて、SCと学年所属の教職員、生徒指導部で、Bに対する適切な支援について検討し、カウンセリングを通して対人関係に係るスキルや自己指導力の向上を目指す支援を行うことにした。Bは複数回にわたるカウンセリングを通して、望ましい友人関係の在り方や自身に不足している力を客観的にとらえ、落ち着いた生活を送るようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○各学校における成果

- ・年度初めに全校生徒を対象とした面談や思春期の心の問題に係る講演を実施により、スクールカウンセラーと生徒の交流を図り、相談しやすい雰囲気をつくることのできた。
- ・友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることのできた。
- ・児童生徒等にエンカウンター等の手法を用いた活動を行い、対人関係スキルの向上を図ることができた。また、校内研修会を開催し、教職員一人一人のカウンセリングスキルを向上させることのできた。
- ・ストレスチェックアンケート等の結果を踏まえて、当該児童生徒が抱える心の問題を早期にとらえ適切な支援の在り方を考えることのできた。
- ・特別支援コーディネーター等と連携し、発達障害の疑いがある児童生徒への適切な支援等を検討することができた。等

(2) 今後の課題

○各学校における課題

- ・相談件数の増加に伴って、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の時間が十分にとれない。
- ・家庭環境に問題があったり、発達障害が疑われたりする児童生徒に対して、スクールカウンセラーと教職員との協働の他に、外部機関との連携が必要なケースが増加している。

○県教育委員会における課題

- ・スクールカウンセラーの配置について、各学校からの要望に沿った対応には、臨床心理士等の有資格者及び準ずる者の人材確保が難しい実状にある。

生徒指導関係事業一覧

教育相談充実事業

スクールカウンセラーの配置

- 児童生徒等及び保護者からの相談対応及び教員への指導助言
- 校内教育相談体制の充実及び教員の資質能力の向上への助言
- スクールカウンセラーの全公立中学校への配置及び全市町村への広域カウンセラーの配置
- 要請のあった学校への緊急派遣

教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所（地域事務所）管内の児童生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリングや助言（各教育事務所等に配置）

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応や心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

適応指導教室へのボランティア派遣

- 適応指導教室へのけやきフレンドの派遣
- 適応指導教室 県内9箇所で開催

学校教育活動復旧支援員の配置

- 児童生徒生活指導員やスクールガードリーダー、適応指導教室指導員等の配置

登校支援ネットワーク事業

- *不登校の児童生徒の再登校に効果的な訪問指導ができる事業で構成
- 県に「登校支援ネットワーク推進協議会」を設置
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置
- 退職教員や相談活動経験者等の訪問指導員を配置
- 不登校児童生徒及び保護者を対象とした訪問指導（相談及び学習支援）

①問題を抱える子ども等の自立支援事業

②在学青少年育成委員の配置
各教育事務所（地域事務所）に配置

③スクールソーシャルワーカー活用事業

高等学校スクールカウンセラーの配置

- 不登校や中退、問題行動等の対応や、生徒の精神的な安定を図る支援を行うため、県立高等学校に専門カウンセラーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発
- 県教委主体による裏サイト監視と効果的な監視体制の調査研究

総合教育相談

- 児童生徒及び保護者等が抱えるいじめ、不登校等の問題に関する教育相談
- 県総合教育センターで臨床心理士等が行う面談、電話による教育相談
- いじめ電話相談

生徒指導体制強化事業

- 生徒指導を支援するサポーター・アドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携

みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向け、みやぎアドベンチャープログラム(MAP)を展開するための指導者の養成や研修、事例研究等の実施
- 心の復興支援プログラム推進事業として、震災後の児童生徒の心の復興を図ることができるよう、MAPの手法を取り入れた集団活動を実施

生徒指導支援事業

- 問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図るため、児童生徒の問題行動等で課題を抱えている学校に対し教員等を配置
- 対策推進校の指定
- 問題行動等対策推進協議会の設置
- 教員等の配置
- 生徒指導アドバイザーの派遣

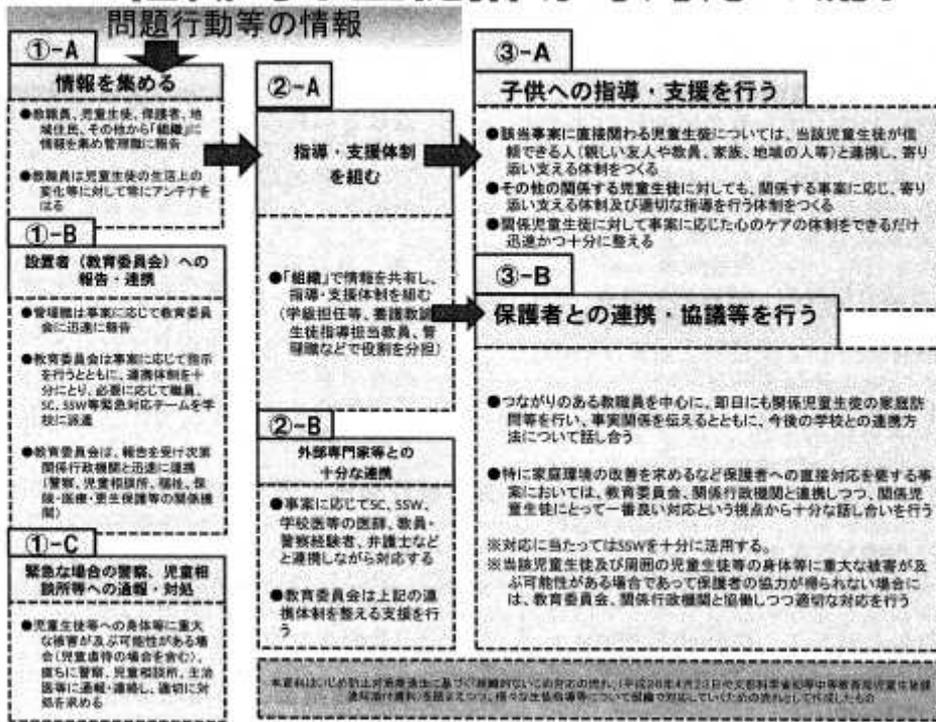
学校の指導体制の充実

問題行動等の未然防止
早期発見・早期対応

学校と関係機関との
連携強化

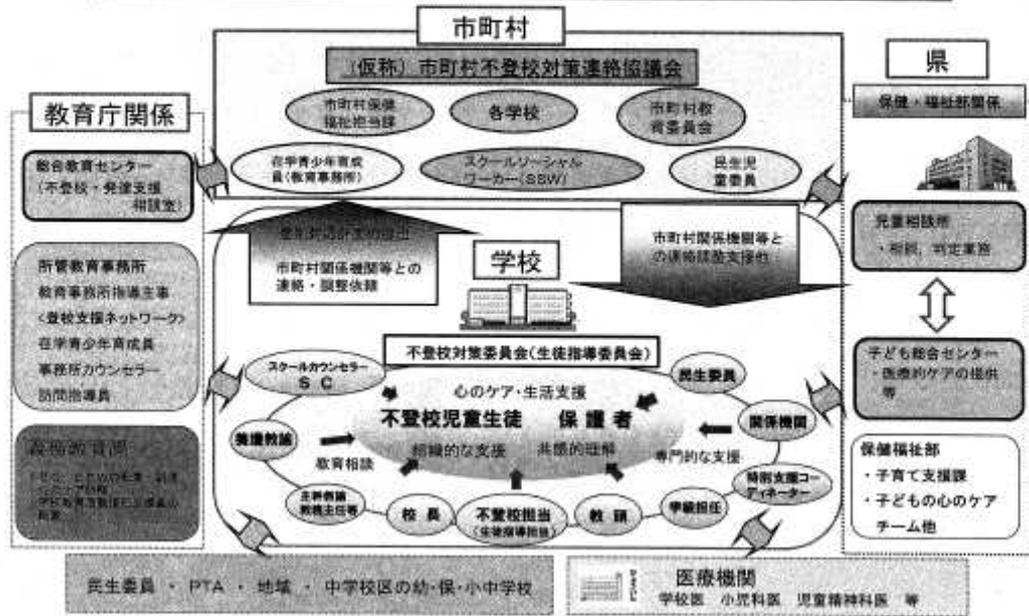
いじめや不登校など、児童生徒の問題行動等に対する未然防止、早期発見・早期対応のため、生徒指導の一層の充実を図るとともに、児童生徒の自殺防止に取り組む。

組織的な生徒指導等対応の流れ



常に状況把握に努める
 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

(参考) 不登校対策の支援モデル



秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。

（2）配置計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、当該調査結果、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。スクールカウンセラー等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・未配置校については3教育事務所、義務教育課所属の広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

●配置について

- ・スクールカウンセラー 中学校：75校
- ・広域カウンセラー 教育事務所等：4か所

●スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士：33人 ②精神科医：0人 ③大学教授等：1人

●スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：1人

●勤務形態について

スクールカウンセラー

- ・15中学校（年間210時間 1日6時間×35週）
- ・20中学校（年間140時間 1日4時間×35週）
- ・40中学校（年間70時間 1日2時間×35週）

広域カウンセラー

- ・義務教育課・教育事務所に配置（年間240時間）

※未配置校へのカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援を行う。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。
- ・教育広報誌、各教育事務所・総合教育センターの通知等により、事業を紹介した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・広域カウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会

(2) 研修回数（頻度）

- ・年3回

(3) 研修内容

- ・生徒指導関連事業の全体計画に関すること
- ・広域カウンセラー及びS S Wの学校や児童生徒等への効果的な関わり方等に関すること
- ・前年度から継続して相談活動が行われる見込みの児童生徒について 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・不登校の事例について取り上げ、適切な関わり方（本人、保護者、学校、関係機関）等について意見交換をした。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・S Vの設置 なし

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等は、他の業務と兼任している場合が多く、全員が参加しての研修は難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対応のための活用事例（①、⑪）

平成25年度から2年間にわたって、小学校男子児童の不登校対応にスクールカウンセラーを活用した事例である。平成25年4月、5年生時に不登校による欠席が見られるようになり、すぐにカウンセラーによる本児童の行動観察とカウンセリングを行った。スクールカウンセラーから、本児童はこだわりが強く、自閉症スペクトラム障害が疑われるため、他の児童と同じ行動を求めずに、参加できる学習内容を自分で決めて参加させる対応がよいとの助言を受けた。その後、保護者の送迎で登校し、その日の授業の中で参加できる内容を自分で決めて参加することにしたが、授業にはほとんど参加できず、登校後一度帰宅し、午後に再登校して職員室で過ごすことが多かった。学校は、保護者と面談し、本児童の状況や学校の対応について理解を求めたが、保護者は通常通り登校できることを望み、学校の指導による改善に大きな期待を寄せた。保護者は、本児童の不登校の要因が学級や学校にはないことを納得していたが、本児童の性格や行動、発達障害の疑いがあることについては、理解が進まなかった。そのため、学校では、保護者にスクールカウンセラーとのカウンセリングを勧め、5月に実施することができた。以降、月1回程度、カウンセリングを継続した。スクールカウンセラーは、その都度、本児童に対する家庭での接し方について助言したり、学校の対応への理解を促したりした。カウンセリングを継続することにより、保護者の発達障害への理解が進み、医療機関を受診するに至った。スクールカウンセラーは、保護者とのカウンセリングで得た情報を学校に伝えるとともに、学校ができる本児童や保護者への支援について協議した。学校では、スクールカウンセラーと協議した内容を、保護者面談や児童の支援に生かした。6年生に進級した頃から、授業や行事に参加することが少しずつ増え、平成27年4月、中学校進学後は、欠席せずにほとんどの授業に参加できている。

【事例2】不登校対応のための活用事例（①）

母親から、スクールカウンセラーに家庭訪問をして、引きこもっている児童に会ってもらいたいという強い要望があり、学校職員とともに家庭訪問をして面談を試みたが、児童の強い拒否により会うことはできなかった。しかし、これを機に母親は児童への働きかけの仕方を見直すとともに、カウンセラーに自分自身の問題（姑や夫への不満等）を開示するようになった。そこで、別居している夫にも面談に加わってもらい、父母の役割分担について協議する中で、夫婦の関係についても話し合いがもたれ、徐々に家庭内の確執がほぐれていった。家庭内の環境が改善されたことで、児童はその年度の冬休み明けから再登校（別室登校）ができるようになった。

【事例3】アサーションを身につけるための活用事例（②）

（1）目的

アサーション（さわやかな自己表現）の学習を通して、自分も友達も大切にしたい自己表現法を学び、自然教室や様々な生活場面で生かすことができる。

（2）研修内容

対象学年 5年生（34名）

時 期 学校行事（自然教室）に向けた事前学習の一環として実施

学習時間 2時間

学習内容 ①自分の行動パターンを知る

攻撃的（いばりやさん）・受身（おどおどさん）・アサーティブ（さわやかさん）

②提示された場面について、3パターンの言い方を考える。

③3人の役になって、ロールプレー（役割演技）を行う。

④上手な断り方を学ぶ。

⑤感想発表・振り返り

(3) 実施の効果

カウンセラーが「さわやかな対応の仕方はどうしたらよいか」についてアサーションの授業を実施した。子どもたちは、話し手と聞き手になり、ロールプレー（役割演技）をすることにより、アサーティブ（さわやかさん）の言い方をすると、心が落ち着いてきて、元気になることに気付いた。また、「上手な断り方」を知り、自分も相手も大切にしたい方法を学ぶことができた。振り返りでは、コミュニケーションスキルを学ぶことができたことにより、自分の表現方法を振り返り、アサーティブを意識した生活をしようとする感想が多かった。

アサーションの学習は、その後の自然教室や学校生活に生かすことができた。自然教室でのプロジェクトアドベンチャーでは、自分の思いを伝えたり、友達の意見を聞いたり、失敗を生かして次の作戦を立てたりしながらみんなで協力しながら課題をクリアしていく姿が見られた。攻撃的な言い方をしてしまう子どもに、教師が「アサーティブ」と言葉かけすることで、さわやかな言い方に気付き、素直に話し方を直す場面も見られた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・不登校及び不登校傾向の児童生徒の保護者のカウンセリングにより、保護者の心の安定が図られ、不登校状況の改善につながるケースがあった。
- ・特別な支援を要すると思われる児童生徒やその保護者に対する相談にスクールカウンセラーを早期に活用することにより、学校と保護者の共通理解が図りやすくなり、児童生徒にとってよりよい学習・生活環境を整えることにつながっている。
- ・カウンセリング後のコンサルテーションが充実してきており、スクールカウンセラーの助言を学校の指導に生かしている。
- ・生徒等とのカウンセリングにとどまらず、事例検討会、PTA講演会、全校集会、ケース会議等、各校において特色ある取組を実施し、不登校やいじめをはじめとする生徒の問題行動等の対応について研修を行っている。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務時間と関係教職員との勤務時間（時間割）との兼ね合いもあり、担任とのコンサルテーションの時間の確保や教職員との相談時間の確保等が課題である。
- ・学校によっては希望者が多く、またカウンセリングを勧めたい生徒もいるため、カウンセラーとの時間調整で苦慮しているとの声もある。配置時数の増加に対する要望が多い。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、小学校・中学校・高等学校に派遣して、学校におけるカウンセリング機能を高める。

（2）配置計画上の工夫

義務教育では、拠点校方式（中学校を拠点校とし、近隣地域の中学校を対象校とする方式）である。また、中学校が対象校になっていても、当該校や地域の実情に応じて近隣の小学校の児童との教育相談活動を実施できる。拠点校の決定については、県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い中学校に配置する。

高校教育課では、県教育委員会で特に必要があると認められる6校を最重点校として配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

①配置人数

小学校	:	0校（この他、配置計画のない対象校は275校）
中学校	:	55校
中等教育学校	:	0校
高等学校	:	6校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	1箇所（県教育委員会にエリアスクールカウンセラーとして）

②スクールカウンセラーについて

ア) 臨床心理士	50人
イ) 精神科医	0人
ウ) 大学教授等	3人

③スクールカウンセラーに準ずる者について

ア) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	3人
イ) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	4人
ウ) 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	0人

④勤務形態について

単独校	6	高等学校	(週1日・1回4時間・23週)
拠点校	55	中学校	} (週1日・1回6時間・35週)
対象校	275	小学校	
県教育委員会			(無配置校5校に2回ずつ、その他緊急時に必要に応じて派遣)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

- ① S C 活用事業連絡協議会を開催し、当該市町村教育委員会及び当該学校担当者と綿密な打ち合わせを行うことから、効果的な S C の活用について共通理解を進めている。
- ② 全各市町村教育委員会指導主事会議において、S C 事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。
- ③ 県内 4 教育事務所ごとに、小中学校長会議を開催し、S C 事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。
- ④ S C の効果的な活用事例を、教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を設定するとともに、山形県スクールカウンセリング協会と連携し、支援・相談に係る資質・能力の向上を図っている。

(2) 研修回数(頻度)

県全体での研修会を年 2 回、教育事務所ごとの研修会を年 2 回開催し、希望制で参加を募っている。この他、山形県スクールカウンセリング協会主催の研修会に参加している。

(3) 研修内容

県単独で実施している教育相談員(中学校 40 校配置)と、国の補助事業によるスクールソーシャルワーカー活用事業と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化とともに、その専門性に係る資質・能力の向上を図っている。

- ① 第 1 回教育相談員等研修会「児童生徒理解と特別支援教育の視点に立った相談活動の在り方」
(講師：開善塾教育相談研究所 相談部長)
- ② 第 2 回教育相談員等研修会「不登校児童生徒の支援について」(講師：F R 教育臨床研究所 所長)
- ③ 各教育事務所主催による研修会「いじめ・不登校の未然防止と早期の適切な対応について」

(4) 特に効果のあった研修内容

具体的な事例を基にした実践発表と協議・情報共有

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 有り

○ 活用方法

県教育委員会は、スクールカウンセラーとして任命した者のうちから特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置き、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じてスクールカウンセラーに対する指導・助言(スーパーヴィジョン)を行う。

平成 26 年度実績(中学校 7 校・12 回)

(6) 課題

- ・ 臨床心理士としての資質向上に向けた、より専門性の高い研修機会の設定
- ・ 関係諸機関との連携による支援等を行う学校内の体制づくり及びその一員としての S C の対応

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①・④・⑦・⑨・⑪）

- ・夫婦の離婚、父親の自殺等複雑な家庭環境の中で祖父母に養育されていた生徒が不登校となった。当該生徒は小学生の頃、ADHDと診断され服薬中で現在は比較的安定した生活を送っているが、登校した際は、同校に配置されている教育相談員と相談室で過ごす時間が多い。
- ・本事例では校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・教育相談員が校内でチームを組み指導の方向性を検討しながら対応した。
- ・スクールカウンセラーには当該生徒へのカウンセリングによるアセスメントを基に、支援計画を立てる段階から関わりをもっていただき、職員等の役割分担をはじめ、家庭や医療機関との連携についても指導・助言を得ることで、学校の対応がスムーズに行われるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

- ・発達障害を抱え、不登校傾向を示していた児童についての相談を中学校のスクールカウンセラーに依頼するなど、小学校における事案についての相談を進めているケースがある。
- ・拠点校に配置されたスクールカウンセラーに、小学校の臨床が持ち込まれるケースを想定し、中学校区の小中一貫教育連絡協議会において、小中のスクールカウンセラー担当職員、養護教諭、生徒指導主事、小6担任と中1担任が児童生徒の情報を共有するとともに、具体的な相談日程等の調整等を行っている。
- ・スクールカウンセラーには小中学校の養護教諭を中心に相談者の情報等を引き継ぎ、カウンセリングの結果等については管理職をはじめ自校の関係職員で情報を共有し、対応している。

【事例3】校内研修及び教育プログラム実施のための活用事例（①・②）

- ・日常的な教職員へのコンサルテーションをはじめ、教職員研修においてQ-Uテストの結果を読み取り、学級集団のアセスメント方法についての研修やルールづくりにつなげるとともに、リレーションづくりのための教師のリーダーシップの取り方について指導を受けている学校がある。
- ・中学校3年生に対するストレスマネジメントの授業実践において、スクールカウンセラーに指導補助等をお願いしている。
- ・発達障害を抱える生徒への感情表現や場面对応等に向けて、ソーシャルスキルトレーニング実施の指導・助言を得ている。このことと、定期的なカウンセリングをリンクさせ、中長期的な対応・支援の計画づくりにつなげている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

県教育委員会の調査によると、県内の小中学校において、スクールカウンセラーと学校が支援を行い改善が見られた事例の割合は、以下のとおりである。

① いじめ・暴力行為・その他の問題行動について〔73.5%〕

② 不登校について〔年間30日以上欠席：49.3%、年間30日未満の欠席71.0%〕

以上の数値により問題行動等については、スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリングに基づいたアセスメントをベースに、組織的・計画的な対応を実施することで改善につながることがわかる。また、不登校については、年間30日未満の「初期段階」の支援が極めて有効であるという結果が出ている。

(2) 今後の課題

- ① 臨床心理士の資格を持つ人材が、県内には限られた人数しかいない。県スクールカウンセリング協会（県臨床心理士会）とも連携の上、適切な人材確保を行っていくことが課題である。
- ② 国の1/3の補助事業を活用しているが、県の財政当局には人件費の上乗せは不可能である旨を申し渡されている。平成27年度は中学校の総数100校（分校を除く）のうち、拠点校として配置している中学校は55校にとどまっているが、全校配置に拡充するだけの財源が確保できない。
- ③ 現在、義務教育の配置校には一日6時間、週1回（年間35週）を上限に派遣しているが、近隣の公立小中学校からの要望もあり、その全てを配置校で活用できない状況にある。スクールカウンセラーの全校配置と同時に、勤務形態の増加が課題である。

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小学校・中学校及び高等学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	: 106校
中学校	: 223校
中等教育学校	: 1校
高等学校	: 93校
特別支援学校	: 2校

【資格】

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	249校
②精神科医	0校
③大学教授等	7校

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 75校
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 94校
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0校

【勤務形態】

単独校配置	小学校	106校	(週1日・1回6時間)
	中学校	224校	(週1日・1回6～12時間)
	高等学校	93校	(週1日・1回4～6時間)
	特別支援学校	2校	(週1日・1回6時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

① 年度はじめの生徒指導担当者協議会での説明

問題行動調査の分析、全配置校と全スクールカウンセラーのアンケート調査結果等を活用し、その年度の取組について説明し、域内のスクールカウンセラー研修会等で周知している。

② 配置校やスクールカウンセラーへの周知

スクールカウンセラーの効果的な活用について、リーフレットを作成し、全配置校及び全てのスクールカウンセラーへ配付している。また、スクールカウンセラーについては、域別の研修会を実施していることから、その際、7教育事務所より県の方針について説明を行っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー新任者研修会
- ②域別スクールカウンセラー研修会(6地区)
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会(県臨床心理士会 主催)
- ④教育相談担当者研修会
- ⑤各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

(2) 研修回数(頻度)

- ①スクールカウンセラー新任者研修会 年3回
- ②域別スクールカウンセラー研修会(6地区) 年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会(県臨床心理士会 主催) 年1回
- ④教育相談担当者研修会(6地区) 年1回
- ⑤各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内 その都度

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等派遣事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ 各地区の経験豊かなリーダー的存在のスクールカウンセラーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談

②域別スクールカウンセラー研修会(6地区)

緊急スクールカウンセラー等派遣事業において県内の公立小・中・高等学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、各地区ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ 福島大学子どもメンタルヘルス推進室の講演
- ・ 各地区の経験豊かなリーダー的存在のスクールカウンセラーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会(県臨床心理士会 主催)

震災・原発事故を契機に児童生徒の心のケアを図ることが急務となり、準スクールカウンセラーの比率が増加した。以前は臨床心理士のみを対象とし県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会

が主催して研修会を行っていたが、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能としており、より専門性を高めることができる機会となっている。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究
- ・ 域別の情報交換

④教育相談担当者研修会（6地区）

スクールカウンセラーの有効活用を通して、不登校児童生徒等への組織的な対応を目指した研修及びいじめ問題・発達障がい・児童虐待等、今日的な課題に対応する研修を実施することにより、教育相談担当者等の資質向上を図る。

- ・ 東日本大震災で被災した子どもの心のケア及び不登校問題等に対応するため、学校内での教育相談指導体制の充実についての研修
- ・ 児童生徒への組織的な対応を目指した研修及びいじめ・発達障がい・児童虐待等今日的な課題についての研修

※①の研修会と合同で開催するなどして、スクールカウンセラーと教職員との連携強化を図る機会としている。

⑤各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案内をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

（4）特に効果のあった研修内容

②域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

平成25年度より活動している福島大学子どものメンタルヘルス推進室との連携を図り、ハイリスク家庭や児童生徒への対応について、精神科医としての子どもの状況の見立てや留意すべきこと等について医療的な視点から講演や助言を頂いた。地元の大学とスクールカウンセラーとが今後の連携を深めて行く上でも有意義であった。

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に、研修を行える機会には有意義で、横の連携の強化につながっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

無

○活用方法

無

（6）課題

震災・原発事故以降から5年目を迎えているが、様々な要因が複雑に絡み合った児童生徒の問題行動も発生している。児童生徒のみならず保護者の支援も含めた取組が今後益々重要になってくる。その為にも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携の在り方や行政機関や学校での適切なコーディネート力を向上させる研修体制の構築が課題となっている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】新たな不登校徒を出さないための活用事例（①）

中1ギャップによる新たな不登校を出さないため、学校の組織的な対応にスクールカウンセラーを位置づけチームによって不登校の未然防止を図った。スクールカウンセラーと教員が「新たな不登校を出さない」との共通認識を持って対応したことにより、不登校の出現率を低下させることができた。

（1）スクールカウンセラーと校内組織の連携

スクールカウンセラーの出勤日に生徒指導部会、不登校対策委員会を位置づけ不登校生徒への支援についての助言をもらった。また、短時間ではあるがスクールカウンセラーと教職員の面談を位置づけ、互いの顔が見える体制を整えた。

（2）不登校になりがちな時期への対応

中学校における不適応がおきがちな時期をピックアップし、教職員が意識して生徒観察をし、声かけやチャンス相談を行ってきた。

（3）初期不登校傾向生徒の把握の工夫

欠席、遅刻、早退を担当以外も把握できるよう出欠の確認を工夫し、学年・学校全体で不登校傾向の生徒の把握に努めた。また、小学校からの引き継ぎで年10日以上欠席がある生徒について把握し、入学後の状況を観察した。

（4）横の連携

養護教諭、生徒指導主事がコーディネーターとなって、遅刻、早退、出席などの記録から心配と思われる生徒のカウセリングについて学年主任と協議した。各担任から該当生徒の関わりを強化させるとともに、不適応傾向の素因や誘因が見えない場合などについてスクールカウンセラーのカウセリングを実施した。

（5）コンサルテーションの充実

カウセリング日には、該当生徒の学年主任、担任及び養護教諭、生徒指導主事が参加しスクールカウンセラーを交えて、今後の支援の方向性について協議した。それぞれの立場から生徒にとってより効果的で実行性のある関わり方、また、保護者へのアプローチの仕方などについて意見を交わした。

【事例2】中学校配置SCが未配置校小学校と連携した活用事例（②）

本県では震災・原発事故以降、中学校にスクールカウンセラーを全校配置している。小学校については、避難した児童生徒が多く在籍する学校へ配置しているが、半数以上が未配置校となっている。小学校の面談の需要については、学区の中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用する体制を整えている。小学校への心理的支援を充実させることにより、やがては中学校へ入学する児童であることから、生徒指導上の諸問題に対して早期対応が図られた。

（1）学区にある2つの小学校へ、校長とSCが訪問し、今後の連携の在り方などについて事前打ち合わせを実施、その際、小学校の職員にもSCを紹介している。また、中学校の保護者向けに配付したSC紹介と相談業務の流れの文書を一部改訂して小学校の児童へも配付している。

（2）スクールカウンセラーが小学校の授業観察等を実施し、行動面で気になる児童について担任と面談を実施している。

（3）2つの小学校は中学校から距離的に近いことから、小学校にも面談室を準備し、保護者や児童の状況に応じ、カウンセラーが移動し、相談業務を実施している。（中学校でも相談も可）

（4）定期的に小中の養護教諭が集まり、ケースについて情報交換し、兄弟関係で問題を抱えている保護者への支援状況等について共通理解を図った。

（5）スクールカウンセラーのコーディネートについては、中学校の教頭が行い、連絡調整を行うことに

より、学区内の教育相談体制の充実が図られた。

【事例3】ストレス・マネジメントの活用事例（教育プログラム）

学校生活において、学習や対人関係の構築などの課題にうまく対処できず、ストレスを感じたり、自己評価が低下したりすることで二次的な問題へとつながる場合も考えられる。問題が起こってから対処するのではなく、心の回復力や現実の対処能力を上げ、安定を図る予防的関わりが大切である。

そこで、予防的関わりの一つとして、3年生の各クラスで担任とスクールカウンセラーによる心理教育の授業を実施した。

授業では、以下の内容を取り上げ、児童・生徒のストレス・マネジメント力の育成を図った。

- (1) 自分が普段できていることを確認し、適応的な視点で生活を見直すことで自己評価を高める。
- (2) 楽しい体験を想起することで、ネガティブな感情を別の感情に切り替えられることを知る。
- (3) 自分で実行できる簡単なリラクゼーションの方法を知る。
- (4) 調子がうまくいかない場合は大人に助けを求めてもよいことを知る。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの配置校全てにおいて、活用状況とその効果についてアンケート調査を実施している。学校とスクールカウンセラーの共通理解、情報共有、信頼関係等の設問項目に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は97%以上となっている。震災により配置校数が急激に拡大したものの、リーフレットを配付しスクールカウンセラーの効果的な活用を図るための啓発活動や全小・中・高等学校を対象とした教育相談担当者協議会を悉皆研修として開催し、校内での効果的なコーディネート事例発表等を行ったことにより、学校内でのスクールカウンセラーの位置づけや活用について理解が図られてきたと思われる。また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は95%であり、スクールカウンセラーの活用によって、成果が見られた内容として、不登校の減少53.4%、震災・原発事故関係の心のケア32.1%、いじめの減少16.2%等が上げられている。震災・原発事故以降の問題行動調査のデータをみると不登校の増加傾向は見られるものの、その他の項目については落ち着いた状況を示している。原発事故により、十数万人がふるさとを追われ、家族とともに不安定な生活を余儀なくされた児童生徒、及び県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーの配置は本県の学校教育における生徒指導の充実に寄与している。

(2) 今後の課題

震災・原発事故から5年目を迎え、避難生活の長期化や風評被害、貧困、放射線の影響への心配等、様々な要因が複雑に絡み合った問題行動事案も多く見られるようになってきている。また、スマートフォン等の普及にともないSNS等におけるいじめ事案などの発生も見られている。今後、カウンセラーの資質向上を図る研修の工夫改善はもとより、スクールカウンセラーが児童生徒の置かれている現状をより理解できるような情報提供が必要と考えられる。特にネット環境における様々な問題事案について理解を深める機会を設定していきたい。また、問題行動の背景が複雑化する中、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携が効果的に図られるよう、学校ばかりではなく各教育事務所の担当指導主事のコーディネート力の向上を図ることも課題となっている。本県は県外カウンセラーの割合が大きいことから、適切に医療につなげたり、相談者のニーズにあった地域資源の活用が図られるよう、情報提供や県内カウンセラーとの横の連携充実ができるような研修や連絡体制を整えることも必要と考える。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒における問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、公立小・中学校にカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

（2）配置計画上の工夫

各学校の実態等を踏まえ、より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、中学校1校を単独校または拠点校とし、拠点校の近隣地域の他の学校1校または2校を対象校として配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数について

小学校	:	75校
中学校	:	225校
高等学校	:	28校

② 資格について

（ア）スクールカウンセラーについて

・臨床心理士	:	87人
・大学教授等	:	4人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 11人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 16人

③ 勤務形態について

・単独校	5中学校	(週1日・1回7時間)
・拠点校	126中学校	(月2日・1回7時間)
	14高等学校	(年32回・1回4時間)
・対象校	94中学校	(月2日・1回7時間)
	75小学校	(月1～2回・1回7時間)
	14高等学校	(年32回・1回4時間)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

① 活動方針

(ア) スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

[調査研究課題(例)]

- ・スクールカウンセラーと教職員の連携の在り方
- ・児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラーの活用の在り方
- ・教職員等の研修におけるスクールカウンセラーの活用の在り方
- ・スクールカウンセラーの守秘義務を踏まえた教職員との情報の共有の在り方
- ・生徒指導体制におけるスクールカウンセラーの効果的な位置付けの在り方
- ・スクールカウンセラーを活用した家庭、地域社会、関係機関との効果的な連携の在り方
- ・スクールカウンセラーの職務執行の在り方

(イ) 調査研究に当たっては次の点に配慮する。

- ・調査研究は、年間計画を立て、計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーを校内体制に位置付ける。
- ・スクールカウンセラーと教職員の連絡方法等について工夫する。
- ・スクールカウンセラーと教職員との協議の時間を確保する。
- ・拠点校と対象校との連携を円滑にするため、連絡簿などの利用を工夫する。
- ・相談室の環境や電話相談に対する相談体制の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーとの調整役に当たる教職員を明確に位置付ける。
- ・年1回以上の校内研修と授業プログラムの実践を位置付ける。

② 周知方法

(ア) 実施要項として取りまとめ、各市町村教育委員会及び各学校あてに送付

(イ) 指導主事等研究協議会において各市町村教育委員会及び各教育事務所の指導主事等あてに説明

(ウ) スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会においてスクールカウンセラー、各配置校のスクールカウンセラーコーディネーター、各市町村教育委員会及び各教育事務所担当者あてに説明

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年1回

(3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」において、「前年度の成果と課題」について協議

(4) 特に効果のあった研修内容

授業プログラムについての具体的な取組に関する情報交換・改善に向けた協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S Vの設置 : 無

(6) 課題

年度初めに「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」の中で研修を実施しているところだが、年度途中において改善を図ることができるよう体制の見直しが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（①）

【概要】

A中学校は不登校生徒が各学級におり、校内における生徒指導体制により学校全体で支援にあたる一方で、スクールカウンセラーを積極的に活用し、一つ一つの不登校事案に対応した。

【経過・対応等】

- ・スクールカウンセラーが、面談や家庭訪問等をとおして不登校生徒と十分なかわり合いをもつことにより、当該生徒の心情や学校・家庭での状況把握をより適切に行った。
- ・学級担任や学年職員は、学年会においてスクールカウンセラー同席のもとケース会議を実施し、当該生徒や保護者への対応について、スクールカウンセラーから細かな助言を受けた。
- ・生徒一人一人についての理解と対応方法及び学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる市販アンケートについて、効果的な活用に向けて具体的な助言を受けた。

【結果】

- ・学級担任や学年職員は、一人一人の不登校生徒及びその保護者に対して、スクールカウンセラーの助言を得ながら、適切に対応することができた。
- ・スクールカウンセラーとかかわりをもった多くの生徒が、登校できたり、進学等への意欲を高めたりすることができた。
- ・特に、スクールカウンセラーが、保護者にとっての精神的な支えとなる事例が多かった。

【事例2】小中連携のもと問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応を図るための活用事例（②）

【概要】

B中学校区において、スクールカウンセラーがファシリテーターとなり、生徒指導に係る事例検討会を小中合同で実施した。

【経過・対応等】

- ・夏季休業中、中学校を会場として実施した。
- ・小学校におけるいじめに関する事例1件、中学校における不登校に関する事例1件について、PCAGIP方式による検討会を実施した。（それぞれの事例に関係の深い7名前後の教職員が、その他の小中学校教職員から質問を受ける形態で実施）

【結果】

- ・これまでの検討方法とは異なり、参加者がそれぞれの思いを自然に伝え合うことができた。
- ・これまでの事例検討会では、講師がアドバイスをするケースが多かったが、教職員同士の様々な質問のやり取りの中で、教職員自身に気づきや自発的な発見があった。
- ・小中合同で実施したことにより、思ってもみない質問が数多くあり、小中学校それぞれの教職員が視野を広げることにつながった。

【事例3】適切な生徒理解のための活用事例（②）

【概要】

C中学校では、スクールカウンセラーが授業者をサポートしながら、1学年の学級を対象に「心理劇」の授業プログラムを実施した。

【経過・対応等】

- ・学級担任は、スクールカウンセラーと十分な打合せの上、授業計画を立てた。
- ・生徒は、まず、10名ずつのグループに分かれ、ローリング技法によるウォーミングアップを行い、物を渡すときの声かけや表情を工夫することにより、相手とのコミュニケーションが円滑になることを体験した。
- ・次に、グループごとに「夏休みに行きたいところ」を決め、そこに行く乗り物の絵を描いた。その後、心理劇により、その乗り物に乗って出かけるという活動を行った。
- ・スクールカウンセラーは、生徒に個別に声かけを行いながら、丁寧な見取りを行った。

【結果】

- ・心理劇では、学級になじめない生徒の心理状態や学級全体の人間関係を見取ることができた。
- ・心理劇の授業プログラム後においても、継続してSCと連携を図った授業を実施することにより、学級担任は生徒一人一人の見取り方や個別の支援等について研修を深めることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成26年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（SC対象・学校対象）結果 [抜粋]

No.	対象	設問	調査結果					
1	学校	SCを活用した校内研修の回数	平均 1.9回					
2	学校	SCを活用した授業プログラムの回数	平均 1.9回					
3	学校	SCが生徒指導部会, 教育相談部会に参加	参加:43.8% 不参加:56.2%					
4	学校	SCによる教職員への支援や助言 (校内研修を含む。)の状況	とてもよい	よい	やや努力を要する	努力を要する		
			65.1%	29.7%	5.2%	0.0%		
5	学校	SCへの年間相談件数に占める不登校に関する相談割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			29.0%	14.1%	15.6%	8.8%	9.5%	22.9%
6	学校	SCへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
			31.8%	11.8%	13.3%	7.5%	8.6%	27.1%
			十分できている。	部分的にはできているが要検討課題	できていない。早急な検討課題	できていない。実施が難しい。		
7	SC	児童生徒・保護者等の客観的な情報について, 学校からSCへの伝達	66.9%	27.8%	4.2%	1.1%		
8	SC	不登校対策支援委員会へのSCの参加	9.1%	20.2%	35.4%	35.4%		
9	SC	SCが対応可能な反社会的問題がある児童生徒へのSCの活用	29.7%	44.1%	21.7%	4.6%		
10	SC	養護教諭によるSCとの情報交換・相談等	66.2%	25.1%	5.3%	3.4%		

- ・学校は, 効果的な相談に向け, 相談者に関する客観的な情報をスクールカウンセラーに伝えることができている。
- ・スクールカウンセラー活用に向けた校内体制が整備された学校では, スクールカウンセラーと教職員との協力体制等により, 情報交換や対応がより丁寧にできるようになった。
- ・その結果, 不登校の状況が好転している割合が高い。
- ・発達障害及びその疑いのある児童生徒への対応において, スクールカウンセラーの専門的な助言が有効であった。
- ・アンガーマネジメントに関する研修において, スクールカウンセラーの専門的な知見が大変参考になった。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー活用に向けた校内体制の整備状況について, 学校間の格差が大きい。今後, 校内体制の整備が進んだ好事例を一層周知していく必要がある。
- ・特にスクールカウンセラーを活用した授業プログラムの実施について, 学校間・教員間の意識の差が大きい。問題行動等の未然防止に向けて, スクールカウンセラーと連携した授業プログラム実施が有効であることを改めて周知徹底していく必要がある。

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

○児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

○小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中－中配置及び 中－小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率の低い地区の中学校に新たにスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	: 258校（うち対象校258校）
中学校	: 143校（うち対象校22校）
高等学校	: 14校（うち対象校8校）

○資格

1) スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者

- ① 臨床心理士 60名
- ② 精神科医 0名
- ③ 大学教授等 7名

2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

- ① 9名
- ② 30名
- ③ 0名

○ 勤務形態について

- 拠点校 1 2 1 中学校 : 週 1 回 7 時間 4 5 分または週 2 回各 4 時間
- 対象校 2 5 8 小学校、2 2 中学校 : 月 1 回 7 時間 4 5 分または月 2 回各 4 時間
- 拠点校 5 高等学校 } : 2 週に 1 回 7 時間 4 5 分または週 1 回 4 時間
- 対象校 8 高等学校 }
- 単独校 1 高等学校 : 週 1 回 7 時間 4 5 分を年間 4 0 週 (3 部制の高等学校のため)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

県内全中学校へのスクールカウンセラー配置を目指し、平成 3 1 年度までに実現するための計画を進めている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

(2) 研修回数(頻度)

(3) 研修内容

(4) 特に効果のあった研修内容

※ 県主催での研修会は実施しておらず、県臨床心理士会が実施する研修会への参加を周知している。また、県の S C 担当者も年 2 回の研修会に参加して講話を実施したり、年に 1 度、臨床心理士会と県教育委員会とで共通理解を図るための打合せを設けたりしている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 有り

○ 活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の組織等への対応に対する援助 (いじめの防止等の対策のための組織を含む)
- ・ 学校への総合的援助 (いじめの防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む)
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助

(6) 課題

- ・ 特に経験の浅い臨床心理士やスクールカウンセラーに準ずる者の資質向上のため、スーパーバイザーを活用していきたいが、実際には当該者からもスーパーバイザーからも、要請が少なく、効果的に活用できていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①不登校、⑦家庭環境）

小学校2年の児童Aは、1年の時から登校しぶりが見られ、ほとんど母親の車で登校していた。登校しても母親と離れられずに大泣きしたり、教室に入らずに逃げ出したりしていた。教室でも隅にいて学習に取り組めず、学習が大きく遅れてしまった。基本的な生活習慣も身につけていないため、学校として家庭との連携を図って進めようとしているが、母親に危機感はなく、他人事のような反応であり、思うように改善が見られなかった。

そこで、校長、担任、教育相談係とスクールカウンセラーでケース会議を行い、本児の面談や個別検査の結果に基づく発育状況や特性についてのアセスメントを行った。また、学校として保護者や本児へどのように対応すればよいかということや、担任としての対応の仕方についても協議を行い、方向性を確認しながらかかわっていくこととした。

教育事務所のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校がそれぞれ役割を分担して適切に対応している。

【事例2】知的障害を伴う問題行動のための活用事例（②小中連携、【事例1の④児童虐待、⑩発達障害等】）

小学校6年の児童Bは、姉とともに、近所の生け垣の木を燃やす問題行動を起こした。それを受けてスクールカウンセラーへの対応が開始された。具体的には

- ・児童Bの行動観察とアセスメント
- ・学校及び学級担任の指導における助言
- ・児童相談所、警察等関係機関との連携計画
- ・児童Bへのカウンセリング
- ・保護者へのカウンセリング
- ・児童Bへの知能検査実施とアセスメント、保護者への説明
- ・中学校への引継ぎと中学校の受入れ体制作りへの助言

などを行った。保護者の児童への対応には、ややネグレクト的な部分も見られたが、スクールカウンセラーが丁寧にかかわったことで、児童Bの心の落ち着きが図られた。児童Bは知的な遅れが見られたことを踏まえて、進学について保護者と話し合いを行った結果、その後の進路を見据え、療育手帳の取得に合意することができた。

【事例3】問題行動対応のための活用事例（【事例1の⑥非行・不良行為】）

中学生2年男子生徒Cが校内で問題行動をおこしていた。家庭内でも親に包丁を突きつけるなど、手に負えない状況であり、校内のスクールカウンセラーに加え、地区のスーパーバイザーも加えての行動観察及びケース会議を実施した。

1回目は学校からの説明により、これまでの指導体制について共通理解を図った。担任が疲弊していたことから、話を聞きながら、精神的なケアに努めた。2回目には生徒Cの行動観察を行った上で、ケース会議を実施した。アセスメントの結果、発達障害よりも精神的に未成熟であることが問題行動の要因となっていることが見えてきたことで、今後の対応を具体的に考えることができた。指導することだけではなく、未成熟な部分を育てる視点を共有できたことで、かかわり方にゆとりを持つことができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・不登校や集団不適應、問題行動等の児童生徒及び保護者へのカウンセリングにより、親子の精神的安定が図れ、問題の早期解決につながった。
- ・カウンセラーのコンサルテーションや研修会により、教師の生徒理解や相談技能が向上した。
- ・担任が児童生徒の問題行動について気軽にカウンセラーに助言を受けることにより、問題やその背景についての理解が深まり、自信をもって指導できるようになった。
- ・学校だけでは対応が困難であるケースについても、医療機関等につなぐことで、学校・医療機関・SCが連携して対応し、改善することができた。

(2) 今後の課題

- ・教育相談体制の充実に資する研修と児童生徒への相談時間の確保の調整・両立が難しい。
- ・スクールカウンセラーと全教職員との連携が十分に図られていない学校も見られる。
- ・対象校への勤務時数に偏りが見られ、SCを効果的に活用できない。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等により、スクールカウンセラー等の勤務形態を変えて配置している。

できる限り中学校区の小中学校に同じスクールカウンセラー等を配置し、小中学校の連携をとりやすくしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

小学校	: 320校
中学校	: 166校
中等教育学校	: 2校
高等学校	: 63校

①スクールカウンセラーについて

臨床心理士	77人
大学教授等	6人

②スクールカウンセラーに準ずる者について

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 24人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 52人

③配置校数（単独校）

小学校	（毎週1回6時間）	44校
	（隔週1回6時間）	126校
	（3週1回6時間）	150校
中学校	（毎週1回6時間）	111校
	（隔週1回6時間）	45校
	（3週1回6時間）	10校
中等教育学校	（毎週1回6時間）	2校
高等学校	（毎月4回7時間）	2校
	（毎月4回6時間）	10校
	（毎月3回6時間）	14校
	（毎月2回6時間）	21校
	（毎月1回6時間）	17校

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

○学校教職員の相談技能の向上を支援する。

- ・スクールカウンセラー等は、教育相談の専門家として、悩みや不安の解消の糸口を助言する。
- ・児童生徒の指導は学校が責任を持つ。

○学校の実態に応じた弾力的配置及び運用

- ・スクールカウンセラー等の勤務は、時間的制限があるので、学校が業務内容を焦点化する。
- ・県費配置の生徒指導担当嘱託員、市町村費で配置の相談員等と役割を明確にして相談体制の構築を図っていく。

○周知方法について

- ・管理主監・主任指導主事会議、指導主事会議や小・中学校スクールカウンセラー担当者連絡協議会等で、スクールカウンセラー等の活用方法や業務内容について説明を行う。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

○スクールカウンセラー等

(2) 研修回数(頻度)

○年2回

※年度末に、「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施

(3) 研修内容

- いじめ防止対策推進法等をふまえたいじめ問題への対応について
- 学校における福祉的な対応について
- 学校教育相談体制の充実に向けたスクールカウンセラーと教職員との協働について
- スクールカウンセラー等活用事業の成果と課題について

(4) 特に効果のあった研修内容

- 学校の教育相談体制の充実に向けた教職員との協働について研修することで、学校でのスクールカウンセラー等の役割を確認することができた。
- スクールソーシャルワーカーを講師に迎え、福祉的な面からの学校への支援について話を聞くことができたことは、とても有意義であった。
- スクールカウンセラー等は、一人職であり、スクールカウンセラー等の業務等について意見交換をすることが少ないため、連絡協議会等で実施する班別協議の中で、他校のスクールカウンセラー等と意見交換や情報交換をすることは、資質向上に効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 県内5教育事務所に各1名ずつ配置

年間35回 1日6時間(年間210時間)

○活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言
各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事例が生じた場合の支援

(6) 課題

○平成26年度のスクールカウンセラー等の研修会は、県教育委員会が主催して行ったものが2回あった。しかし、この2回は、学校に勤務するはずの時間(3時間×2回)を使い、実施している。研修会を実施することは、SCの資質向上の面で大切だと思うが、その時間を生み出すことが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】人間関係づくりのための活用事例（⑤、⑧、⑪）

A子（中1）は、小学校低学年の時に友だちから嫌なことを言われたことをきっかけに、学校では、殆ど話をしない状況のまま中学校に入学した。そのため、クラスの子たちとも関わるができず、学級内で孤立している状況にあった。SCが担任から相談を受け、コンサルテーションを行うとともに、授業、部活動、清掃時の様子を観察したり、チャンス相談を行ったりして、A子と関わりを持つようにした。そして、SCが行った行動観察やチャンス相談の内容を基にして、問題点と課題をまとめ、対応策を計画し、具体的な時系列の関わり方（スキル）について担任を支援した。担任はSCからの対応策を参考に、場を選びながら、A子に声かけを行うようにした。担任が、学年・学校行事を見通し、意図的に関わるようにしたことで、A子は担任の声かけにうなずきながら小声で応答できるようになり、少しずつ会話もできるようになった。その様子を見て、学級内の数人の女子生徒がA子に声かけをするようになり、一緒に行動できるようになった。

【事例2】虐待対応のための活用事例（④、⑦）

B子（高1）は中学生の頃から、両親から身体的・心理的虐待を受けていることを、夏休み前の二者面談で担任に相談をした。担任は、管理職や学年主任に相談し対応策を検討する中で、SCにも助言を求めた。その結果、SCから児童相談所へ通報することを勧められた。しかし、B子は自分が虐待について担任に相談したことを両親に知られることを恐れていたため、担任はSCにB子の不安に対しての心のケアについて依頼した。SCとの面談の中で、B子は自分の置かれている状況や今後のことなどについて話をした。SCがB子の話を丁寧に聞く中で、B子も児童相談所に通報することに対して理解を示した。学校から児童相談所に通報し、B子は児童相談所に一時保護となった。

【事例3】教職員の教育相談技能等向上のための活用事例（①）

校内研修で、教職員にSCが「どんなことについて研修したいか」についてアンケートをとったところ、「カウンセリングマインドを生かした授業」「子ども同士のトラブル解決法」について研修したいという要望があった。そのため、これまでにSCが取り組んできた面接等の場面での児童生徒とのかかわり方について放課後の校内研修でSCが講師となり、講義を行った。カウンセラーとして、クライアントと関わる際に気をつけている事を伝えたり、ロールプレイを取り入れて、教職員に言葉がけの仕方や関わるときの態度についても取り組んでもらったりした。そういった関わりをした場合の児童生徒の変容について、具体的事例を取り入れ説明をした。また、教育の専門家である教師と、心理の専門家であるSCがともに意見を出し合いながら、児童生徒のためにどんな手立てが有効か考えていくことが大切であるということも伝えた。校内研修終了後、教職員から「明日からの子どもとの関わりについて、とても勉強になった」という感想が多く聞かれた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校：小学校87%（277/320校）、中学校93%（155/167校）となっており、不登校の未然防止等に対応できるようになっている。
- 校内の教育相談体制の構築が図られた学校：小学校97%（309/320校）、中学校99%（165/167校）となり、教育相談体制の充実が図られている。
- SCが関わった不登校児童生徒は、小学校で60%が好転し、中学校で76%が好転した。
- 高校では、SCを講師としての生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会がのべ63回行われた。

(2) 今後の課題

- SCの勤務については、時間的制約があるので、それぞれの学校における勤務状況に即して、個別の相談対応の他に、見立てやコンサルテーション、教職員研修、PTA活動における講師など、学校が業務内容を焦点化して活用していく必要がある。
- 学校とSCをつなぐコーディネーター役の教諭を中心にSCとの協働体制づくりを一層図っていく必要がある。
- 県内在住で、臨床心理士やSCの資格要件を満たす者の人材確保が難しくなっている。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題の重要性にかんがみ、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに児童生徒の心の相談に当たるため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置計画上の工夫

本県では、中学校への全校配置を進めるに当たり、通常は2週に1日スクールカウンセラーを配置しているが、不登校生徒数、割合の高い中学校の中から、重点配置校を選定している。重点配置校については、週1日スクールカウンセラーを配置している。

平成26年度は、362校中50校に重点配置を行った。

（3）配置箇所数・資格・勤務形態等

ア 配置箇所数について

中学校	: 362校
高等学校	: 25校
教育委員会等	: 6所

イ 資格について

① スクールカウンセラーについて

- ・ 臨床心理士 171人

② スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 16人

ウ 勤務形態について

① 中学校配置

- ・ 単独校 50校（週1日・1回5時間50分）
- ・ 2校配置 312校（2週に1日・1回5時間50分）

② 高等学校（全日）

- ・ 2校配置 15校（2週に1日・1回5時間50分）

③ 高等学校（定時）

- ・ 拠点校 10校（週1日・1回5時間50分）

※ 定時制10校を拠点校として、全24校へ派遣可能な体制を整備

④ 教育事務所

- ・ 4所（週5日・1回5時間50分）

⑤ 教育センター

- ・ 1所（週2日・1回5時間50分）
- ・ 1所（週1日・1回5時間50分）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本県では「埼玉県スクールカウンセラー活用指針」を策定している。内容は、スクールカウ

セラールの職務を示すと共に、以下の項目について、具体的に示している。

- 1 勤務日等
- 2 教職員、生徒・保護者への周知
- 3 校内組織への位置付け
- 4 教職員との連携
- 5 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- 6 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- 7 スクールカウンセラーの活動場所
- 8 中学校配置スクールカウンセラーの小学校での活用
- 9 守秘義務・情報漏えいの防止
- 10 心理検査や発達に係る検査
- 11 校長の承認の周知

この指針については、年度当初に各市町村教育委員会、学校、スクールカウンセラーへ配付すると共に市町村教育委員会に対しては、生徒指導を担当する市町村教育委員会指導主事会議において、スクールカウンセラーに対しては、5月上旬開催の第1回スクールカウンセラー研修会において、指針について、説明し内容の周知を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・平成26年度採用埼玉県スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ・年間2回

(3) 研修内容

ア 講演

- ・「いじめ等の問題行動を起こす児童生徒の心理と対応」
- ・「スマホ等ネット上のトラブルの実際」

イ ガイダンス 等

- ・「スクールカウンセラーとしての心構え等について」
- ・「緊急時におけるスクールカウンセラーの役割について」

ウ グループ協議

- ・協議題「埼玉県スクールカウンセラーとして現在までの取組と課題」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・講演「スマホ等ネット上のトラブルの実際」（今日的な課題について、民間の専門家を講師を依頼し、実施した。）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの研修への参加率（※ 研修日に他の勤務があるため。）
平成26年度研修参加率第1回75.1%、第2回73.0%

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害の生徒のためのSC活用事例（①）

発達の課題があると推測できる生徒に係るSC活用事例。場の空気が読めず、コミュニケーションスキルが乏しい、思い込み思い違いも激しく、そのことで学年内に良好な友人関係が作れずにいた。担任は保護者に状況を伝えてきたが、保護者は当該生徒の課題に向き合うことは難しい状況だった。

<取組の内容>

数回SCと当該生徒の面接を行い、担任と生徒の課題を整理し、身に付けて欲しいスキル等の整理を行った。相談室の相談員と通級指導の教諭と連携し、当該生徒に必要なスキル獲得に有効であろうゲームを設定し、昼休みに遊びに来た時にゲームを試みることにした。

<効果等>

現在教室に心地よい居場所確保が困難であるため、当該生徒は昼休み相談室に来室することが多かった。そのため、考案したインタビューゲームを数回通級指導の教諭を中心に実施することができた。このことにより、当該生徒は相談室が心地よい居場所となり、併せて相談室利用のルールを理解をすることができた。また、SCとの面接では、本当は友達がいなくて困っているという気持ちの吐露ができるようになった。

【事例2】小学校女児の不登校のためのSC活用事例（②）

埼玉県では、小学校へのSCは未配置であるが、中学校区毎に小中学校が連携している中で、小学校の児童に係る相談について、必要に応じて対応している。

小学6年生の女子児童についての活用事例。児童は長期に渡り、朝の登校時刻に間に合わず、遅刻をして登校している状態が続いていた。登校しても保健室で過ごすことが多く、教室で過ごす時間も徐々に少なくなっていた。保護者は毎朝、無理にでも児童を送迎して登校させていたが、児童の抵抗が強く、心身共に疲弊している状態であった。また、児童は家庭や学校での対人関係に悩んでいる様子であった。

<取組の内容>

中学校の相談室へ来室する際、はじめは保護者との面談であったが、小学校の働きかけがあり、途中から保護者と一緒に児童も来室するようになった。児童は話すことが得意ではない様子だったため、SCはまず児童が安心して話せるように、相談室に置いてある道具を使って、負担の少ないコミュニケーションを心掛けた。その後、児童に生活の記録をとるように提案し、面談時にその記録を毎回持参するように伝え、来室への動機づけを行った。

<効果等>

児童はパソコンを使ってカレンダーを自分で作成し、毎回面談に持参するようになった。そのカレンダーには児童・保護者・SCと一緒に決めた目標をどの程度達成したかが記録してあった。達成できなかった目標はあったものの、達成できた目標もあり、児童にとっては生活にメリハリを持たせる有効な方法であったと考えられる。児童はパソコンを使うことが得意であり、中学校ではパソコンを使用する科学部に入りたいと希望するようになった。

【事例3】教員・保護者のための研修でのSC活用事例（①）

学校保健委員会で教員と保護者の参加による研修会を実施した。2学期に1回目を実施し、3学期に2回目を行った。

<取組の内容>

1回目のテーマは、子供への言葉かけを見直すリフレーミングを扱った。2回目のテーマは、原

因帰属のリフレーミングを扱った。保護者と教師が一緒にリフレーミングのワークと話し合いを行い、悩んでいる子供へのアドバイスの仕方を学んだ。

<効果等>

保護者にとってはカウンセリングの技術を学ぶ機会がめったにないことなので、とても関心を持って参加していた。また、参加後に初めて相談を申し込む保護者もいた。SCを身近に感じる機会になった。教師にとっても、ほめることの意識づけや生徒への言葉かけを見直す効果が見られ、職員室には「子供の能力をほめよう。」と研修内容を生かした掲示がされていた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

公立中学校全校へスクールカウンセラーを配置した結果、教員、スクールカウンセラー、相談員等の連携により学校における教育相談体制の充実が図られた。

(※ スクールカウンセラー教育相談部会参加率 H24 : 61% → H26 : 78.7%)

文部科学省調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、埼玉県の中学校における不登校生徒数は、直近（平成25年度）の結果まで7年連続で減少しており、同調査内の調査項目、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒に特に効果のあった学校の措置」として挙げられている15項目中、中学校での回答は、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談に当たった」が最も高かったことから、不登校児童生徒への支援として、スクールカウンセラーが重要な役割を果たしていると考えられる。

(※ 中学校配置スクールカウンセラーへの相談内容別で比較すると、不登校が最も多かった。相談件数 5,029 件、延べ相談者数 45,067 人)

(2) 今後の課題

スクールカウンセラー未配置の小学校において、不登校児童数が平成25年度、増加に転じた。

今後、小学校における教育相談体制の充実を図るため、中学校への配置日数の増加、小学校への配置等を含めたスクールカウンセラーの配置箇所、配置日数増加について、検討する必要がある。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置計画上の工夫

小学校配置においては、平成26年度に新規で配置をした。県内には5つの教育事務所があるため、初年度ということもあり、均等に7校ずつ配置した。配置校については教育事務所と相談し、決定した。

中学校については、重点校として5校（各教育事務所1校）を教育事務所と相談の上決定し、スクールカウンセラーを週2日配置するようにした。

高等学校については、未配置校と配置校とでグループ化を図り、未配置校が優先的に相談できる配置校を明確にした。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について

小学校	:	35校
中学校	:	326校
高等学校	:	70校
教育事務所等	:	6箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 197人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 20人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 27人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

単独校	321中学校	(週1日・1回5～6時間)
	5中学校	(週2日・1回5～6時間)
	35小学校	(隔週1日・1回5～6時間)
	70高等学校	(週1日・1回5～6時間)
県指導課	1箇所	(週1日・1回8時間)
教育事務所	5箇所	(週1日・1回8時間を5名、1回4時間を5名)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

「活用の指針(教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用)」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。

(盛り込んでいる主な内容)

勤務日時等、服务等、校務分掌上の位置づけ等、環境整備、実際の活用にあたって、守秘義務、校長の承認が必要なケース、スーパーバイザーの活用

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

2回(全体研修会1回、地区別研修会1回)

(3) 研修内容

○全体研修会(5月)

- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・スクールアドバイザー事業によるスーパービジョンについて
- ・全体講演「いじめを考える」
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会(情報交換等)

○地区別研修会(7月～9月) ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会(2回とも実施)において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

- ・県指導課 1名
- ・教育事務所 スーパーバイザー5名、スーパーバイザーアシスタント5名
- ・県立高校 スーパーバイザー2名、スーパーバイザーアシスタント2名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言・援助
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

(6) 課題

人数が多いため、地区別研修会において小グループで事例検討会を実施しても、個々の抱える事案について十分に検討しきれない。また、新規採用のスクールカウンセラーは活動する上で多くの悩みを抱えているが、自分から進んでスーパーバイザー等へ相談するケースは少ない。

緊急支援、困難事案等が増えている中、スーパーバイザー等の更なる体制強化及び活用方法の検討が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】希死念慮を持つ生徒のための活用事例（⑤ ⑦ ⑨ ⑩）

本人は高2の4月、気になる様子が見られるとのことで、教員の勧めでスクールカウンセラー（以下SC）につながったことがあった。その後、高2の三学期に友人が亡くなったこと等から心配な様子が見られたため、再びSCにつながった。SCから学校には、本人の状態（希死念慮があるため注意が必要なこと等）について伝え、対応を話し合った。学校と保護者が密に連絡を取り合い、更に学年全体・学校全体で本人の状態を共有し、本人への温かい声掛け等を校内でさりげなく行うことになった。

高3の12月、本人からSCへの相談希望が入った。本人は様々な不安を感じているとのことだった。受験予定の大学は親の希望なので受けるのをやめたい気持ちがあるという話、また、親への怒り・友人の死・自信のなさ等から、死にたいと感じてしまうという話が語られた。SCは本人の苦しい気持ちを十分汲むよう努め、更に、他の教員にもこの面談のことを話すことへの了解を本人から得た。また、本人は精神科にも行きたいとのことだったので、養護教諭等と相談して幾つかの医療機関を紹介した。

本人の状況や今後の対応については学年全体で共有し、家庭への連絡も必要に応じて行った。卒業までの間は学年主任や養護教諭等が中心となって本人を支えた。じっくりと時間をかけて複数の教員に自分の話を聞いてもらえた体験が本人の安心につながったようであった。

【事例2】子供の貧困のための活用事例（①）

A小学校6年生の女兒。本児、両親、3人家族。母親は精神疾患があり、家事が十分にできなかった。父親は職を転々としていた。前年度、数回、同級生の持ち物を取ってしまうことがあり、クラスメイトから距離を取られるようになっていた。また、遅刻や欠席も増え始めていた。

SCが赴任してから、本児はカウンセリング室に遊びに来るようになった。話をしていると、事実とは思えないことも話していたが、SCは否定せずに聞いていた。本児と話していた時に、本児の服の匂いや髪汚れが気になり、担任、教頭、校長に事情を聞いてみたところ、本児の家庭は家計が厳しく、両親はいるが、子どもの面倒を十分にみる事ができていないため、本児が低学年の頃から、子育て支援課が関わっていることが分かった。

夏休み明け、母親の病状が悪化して入院。本児は隣の市町村にある父親の実家に転居した。学校は本児の希望で、卒業までA小学校に通うこととなった。通学は父親と祖母が送迎をすることとなった。学校は小学校のある市町村の子育て支援課と本児の転居先の子育て支援課に連絡を取り、情報の共有をはかった。

夏休み中、同級生との距離が更に開いてしまったこともあり、夏休み明けには、教室に入ることが出来なくなっていた。SCは別室登校になっていた本児に対し、現在の生活状況を聞いたり、一緒にプリント学習をしたりしていた。時には、本児と担任とSCで給食を一緒に取ることもあった。そうしていく中で、転居先の生活が劣悪であることがわかり、SC、担任、管理職が本児の住む市町村の子育て支援課に情報提供し、A小学校（校長、担任）、転居先の子育て支援課が其々、家庭訪問を実施することになった。子育て支援課からの情報をもとに、市町村の福祉課が支援を行い、同居していた寝たきりの父方祖父に福祉的なサービスが受けられるようになった。

SCは本児が卒業後に進学する中学校のSCに情報を提供し、入学後の支援を依頼した。小学校からも中学校に丁寧な引き継ぎをした。SCとの会話の中で本児は「中学生になったら友達を沢山つくりたい」と語っていた。

【事例3】 集団の指導には応じない生徒の理解と対応のための活用事例（①）

夏季休業中に中学校において教職員を対象にして、「集団の指導には応じにくい生徒の理解と対応」というテーマで研修を実施した。

最初に、どの学級にもいると思われる生徒像3～4ケースをSCが作成し、具体的なエピソードや行動の特徴を紹介した。その後、いくつかのグループに分かれた教職員が、いずれかの生徒像について、関わり方のアイデアを出し合い、最後に各グループが編み出した手立ての報告を聞き、シェアリングを行った。

SCからはそれぞれの生徒像に合わせ、具体的な手立てを伝えた。さらに、発達上の特性があると思われる生徒と関わる時、医療や相談機関などの見立てが先にあるとよいが、保護者をはじめ、外部機関で診断されることに消極的なことが多いこと。また、中学生の年代では、生徒自身も皆と同じでないことに自信を失いやすく、何にやる気を出すか、どんな時にさりげない支えが必要かについては、一人一人の生徒によって異なることなどを伝えた。

本研修を通して、教職員が生徒の特性（困り具合）に気付き、生徒があきらめずに挑戦する気になる関わり方を工夫していこうという意識を持てるようになった。

【4】 成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校で新たに配置された学校においては、隔週配置であるが、1日当たり5.8件の相談件数があった。これは、中学校5.8件、高等学校5.6件とほぼ変わらず、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。

中学校重点校においては、配置時間が多くなったことにより、より多くの案件について時間をかけて丁寧に対応できるようになった。

高等学校のグループ化により、未配置校からもSC対応への要望がしやすくなり、その結果161件の相談（未配置校1校当たり約3件）に対応することができた。

全体での相談内容としては、不登校に対することが29.8%と最も多く、次いで性格・身体に関することが20.2%、対人関係13.8%となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等に積極的に関わっている状況である。

（2）今後の課題

- ・小学校においては、千葉市を除く全公立小学校の5%程度の配置であり、小学校におけるSCの需要を考えると、さらに配置の充実を目指していく必要がある。
- ・未配置校からの要請に対応する上では、SCが配置校内の勤務内容を優先するため、適切な時期に、十分な対応が難しい状況である。また、派遣に要する十分な旅費が確保できていないため、原則として、相談者が配置校に赴くことを求めているため、SCへの相談を遠慮するケースもある。
- ・配置校においても配置時間を増やしてほしいという要望があるとともに、職員への情報提供等のために配置時間を超えて勤務をせざるを得ないSCもいる状況である。
- ・相談件数が多いため、限られた勤務時間内では職員の研修等に費やす時間を取ることが難しい。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

（2）配置計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※ 配置人数について

全公立小・中・高等学校に対して、「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用したスクールカウンセラーを配置している。

小学校	: 1, 295校	
中学校	: 627校	
中等教育学校	: 5校	
高等学校	: 186校	(のべ 2, 113人)

※ 資格について

（1）スクールカウンセラーについて

① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者

② 精神科医

③ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～③の資格を有する者の人数は以下の通りである。

①臨床心理士	1, 234人
②精神科医	0人
③大学教授等	2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

「東京都公立学校スクールカウンセラー」においては、スクールカウンセラーに準ずる者を任用していない。

※ 勤務形態について

1校につき年間35週 週1日7時間45分勤務

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

① 主な内容

ア 平成26年3月に、児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒等への支援が、円滑かつ効果的に推進できるようにするため、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携による健全育成の推進」と題するリーフレット資料を作成、各学校等に配布し、その活用を図っている。

リーフレット資料 「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携による健全育成の推進」の主な内容

「スクールカウンセラーの主な職務」「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携の充実に向けて」「スクールカウンセラーと関係機関等が連携し対応した事例」「いじめ総合対策におけるスクールカウンセラーの活用」「スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方」等

イ 平成26年7月に、都内全公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、学校におけるいじめ防止等のための組織(東京都では「学校いじめ対策委員会」と称している。)に、心理の専門家であるスクールカウンセラーを構成メンバーとして参加させることや小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行うこと、さらに、いじめの早期対応の取組・重大事態への対応においては、スクールカウンセラーによる心のケアを実践すること等、としている。

ウ 平成26年5月に、上記②に示す「いじめ総合対策」の策定に先立ち、スクールカウンセラーによる全員面接を効果的に実施できるようにするため、事前に学校等から問合せのあった内容について、Q&A形式でまとめた「活用マニュアル」を作成し、各学校等に配布し、周知を図っている。

エ 毎年度4月に、「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を策定し、スクールカウンセラーを効果的に活用できるようにするために必要な事項を、各学校及びスクールカウンセラーに配布し、周知を図っている。

「スクールカウンセラー活用ガイドライン」の主な内容

「スクールカウンセラーの分掌組織への位置付けと教育相談体制の構築」、「教員との連携の推進」、「相談状況の報告」、「児童・生徒への対応」、「保護者への対応」、「教員への助言」等

② 周知方法

- ・ 年度当初、都立学校校長連絡会や、各区市町村教育委員会の生活指導担当の指導主事を対象とした連絡会において、内容を説明するとともに、管下学校への取組の徹底を依頼している。
- ・ スクールカウンセラー対象の連絡会(5月実施)や、管理職対象のスクールカウンセラー配置校連絡会(6月実施)等を通じて、効果的な事例等を伝えるなど、取組について、周知・徹底を図っている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

スクールカウンセラーの服務監督者である管理職(校長又は副校長)を対象に実施(6月)

イ スクールカウンセラー連絡会

全スクールカウンセラーを対象に連絡会を年2回 実施

- 第1回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（5月）
区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）
- 第2回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会
が開催する連絡会に参加（8月）

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

次年度、初めて「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用される予定者を対象に実施
(3月)

(2) 研修回数（頻度）

連絡会として、管理職対象に、1回（5月）

全スクールカウンセラー対象に、2回（5月、8月）

初めてスクールカウンセラーとして任用される者を対象に、1回（3月）

(3) 研修内容

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの服務監督 等

イ スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都長期ビジョン及び東京都教育ビジョンにおけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 管理職を対象として実施した連絡会において、スクールカウンセラーの組織的活用について、事例を交えながらの講義を実施したところ、「教員へのコンサルテーションの向上につながった」「保護者との相談体制の充実につながった」「スクールカウンセラーが、組織的対応を促すパートナーとして機能を果たせることが分かった」等の報告があった。
- ・ スクールカウンセラーを対象として実施した連絡会において、いじめ問題やネット依存など、現代社会が抱える諸問題について講演及び協議会を実施したところ、「最新の専門知識を学ぶことができた」、「教員に対する研修に活用した」、「配置校で相談を受けているケースがあり、有効な知識であった」等の報告があった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

- ・ 島嶼地区に居住するスクールカウンセラーは、他地区に勤務するスクールカウンセラーと情報交換しにくい環境にあるため、町教育委員会の担当者と連携を図り、資質の向上に努めている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ及び不登校への対応のための活用事例（① ②）

当該児童（小学校第6学年）は、いじめを受けたことをきっかけに不登校となった。学校は、重大事態ととらえ、事実関係の調査を行うとともに、いじめ問題の解決に向けて、家庭と連携を図って解決することを目指した。

しかし、学校は、保護者と会うことができず、対応に苦慮していた。

スクールカウンセラーの対応

管理職、担任、学年主任、養護教諭、生活指導主幹教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで「学校いじめ対策委員会」を開催し、「誰が、いつまでに、何を行う」を明らかにした。スクールソーシャルワーカーと担任、学年主任等が共に家庭訪問をして、継続して当該児童及び保護者と面接することにより、学校は、保護者のとの信頼関係を徐々に築いていった。

その後、学校の教育相談室に訪問できるようになったところで、スクールソーシャルワーカーから、スクールカウンセラーに引き継ぎ、スクールカウンセラーが心理の専門家として、当該児童及び保護者の心のケアを行うことにより、当該児童は、学校復帰することができた。

【事例1】いじめ及び発達障害への対応のための活用事例（② ⑪）

当該生徒（中学校第1学年）は、友達とのコミュニケーションや集団行動が苦手な状況が見られていたので、学校は、特別支援教育コーディネータを通して、保護者に医療機関等で検査を受けることを勧めたが、保護者はこれを拒否していた。

ある時期から、同じ学級の複数の生徒からからかわれたり、きつい言葉で非難されたりするようになっていた。当初、学級担任はそのことに気付いていなかった。

スクールカウンセラーの対応

「東京都教育委員会いじめ総合対策」に基づき、当該校では、年度当初に、中学校1年生の全生徒を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施した。当該校では、4～5人の小グループごとに面接を行った後、気になる生徒について、改めて個別面接を行うこととした。

スクールカウンセラーは、当該生徒と他の4人の生徒に対するグループ面接を通して、当該生徒が、他の生徒から一方的に指示を受ける様子などが見られたため、「学校いじめ対策委員会」に報告した上で、当該生徒と個別面接を行った。

当該生徒は、いじめを受けている自覚はなかったものの、スクールカウンセラーに対して、特定の生徒数人から、「早くしろ」、「なんでできないんだ」などと言われることや、学校に行きたくないと思うことがあることなどを話した。これにより、学校は、いじめと認定して対応することとした。

スクールカウンセラーは当該生徒の保護者と面談し、子供が訴えた内容などを伝えたところ、保護者は、家庭での当該生徒の様子や子育ての悩みなどを話すとともに、医療機関での検査を決断した。

その後、学級担任の指導によりいじめが解消されるとともに、スクールカウンセラーと保護者との面談を繰り返した結果、当該生徒は通級指導学級に通うこととなり、自己有用感をもって学校生活を送ることができるようになった。

【事例3】校内研修のための活用事例（①）

年度当初、学校全体で、カウンセリングの専門家であるスクールカウンセラーからカウンセリング技術を学び、児童・生徒への教育相談機能を高めること役割を目的に研修を実施した。(参考資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」(東京都教育委員会 平成26年2月))

*主な内容(50分)

- ① スクールカウンセラーからの講義及び演習
 - ・ 面接での話の聴き方(演習)
 - ・ 面接のロールプレイング(演習)
 - ・ スクールカウンセラーの面接の仕方(模範指導)
- ② 研修のまとめ
 - ・ カウンセリングの特徴を振り返り、今後の指導に生かすことをまとめる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成25年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の不登校に関する結果は、「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置として、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」が、前年度と比較して、小学校で8.8%の増加、中学校で10.9%の増加であり、児童・生徒の問題行動等の解決のため、スクールカウンセラー果たす役割が、年々大きくなっているととらえている。
- 同「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のいじめに関する結果は、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」として行った学校の措置として、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった」が、小学校で85.6%、中学校で81.6%、高等学校で73.2%であり、スクールカウンセラーの配置を通して、学校教育相談体制の充実が図られつつあるととらえている。
- 平成26年度末に、校長から提出される「事業報告書」の中で、スクールカウンセラーによる全員面接の成果として、以下の点等が報告されている。
 - ・ 児童・生徒が、学校内に、教職員以外に相談できる大人がいることを認識できる機会となった。
 - ・ 全員面接により、スクールカウンセラーがいじめの兆候に気付き、解決を図ることができた。
 - ・ 日常的に、スクールカウンセラーが気になる児童・生徒の様子を観察することができるようになり、学年や学級担任と情報共有が行われやすくなった。
 - ・ 全員面接において気になる様子が把握された児童・生徒について、スクールカウンセラーと教員が情報共有することを通して、問題行動等に対する組織的な対応ができるようになった。 等

(2) 今後の課題

- 平成25年度から実施している全公立小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、事業の効果を一層高めるため、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図ること。
- 平成26年度から実施している全員面接(小5・中1・高1の児童・生徒を対象)等の取組を踏まえて、いじめや不登校等の問題等の解決に向けて、スクールカウンセラーが一層専門性を発揮できるようにするとともに、学校における組織的な対応が推進されるようにすること。
- スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員等の外部人材と連携して児童・生徒やその保護者への支援を行うことにより、より効果的に問題を解決することができるようにするため、学校において、人材の活用をコーディネートする中核教員等を育成すること。

神奈川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等の対応にあたって学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザーを政令市を除く全中学校、県立高等学校・中等教育学校拠点校及び県教育委員会に配置している。

（2）配置計画上の工夫

[中学校]

課題のある中学校23校に週2回の重点配置導入している。

[高等学校・中等教育学校]

143校のうち、60校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～3校を1学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は8校[高等学校6校、中等教育学校2校]）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を1名配置している。

※平成22年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは最大3年まで雇用を更新できるものとしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置人数について

小学校	: 259校
中学校	: 175校
中等教育学校	: 2校
高等学校	: 57校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 1箇所

※資格について

ア スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	148人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	21人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	18人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	0人

※勤務形態について

単独校	152 中学校	(週1日・1回7時間)
重点配置校	23 小学校	(週2日・1回7時間)
拠点校	57 高等学校	(週1日・1日7時間)
	2 中等教育学校	(週1日・1日7時間)
対象校	259 小学校	(要請があるときに派遣)

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン) 策定とその周知方法について

「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を策定している

[主な内容]

- 1 スクールカウンセラーに期待される役割
- 2 児童・生徒を支える学校の体制
- 3 学校教育におけるスクールカウンセラーの仕事
- 4 業務の遂行に当たっての注意事項

[周知方法]

新規採用者に対する説明会及び県主催のスクールカウンセラー連絡協議会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各校配置のスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

連絡協議会 年2回程度

(3) 研修内容

[中学校]

所管課から「神奈川県の子供・生徒指導及びスクールカウンセラーの業務について」「スクールソーシャルワーカー(SSW)関連業務について」情報提供を行った。その際、県教育委員会のSSWの紹介を行い、「顔の見える連携」ができるよう配慮した。また、関係機関から「児童相談所との連携強化」(福祉部局)、不登校対策事業「きんたろうキャンプ」(県の指定管理者が運営)の紹介を行った。

次に、SCSVから「インクルーシブ教育を視野に入れた『学校カウンセリング』のあり方」と題して講話を行った。さらに、分散会で地区ごとの協議をもった。協議内容は、「小中連携」「非行傾向児童・生徒への関わり」「SSWとの連携」「スリースクール等との連携」を設定し、県教育委員会SSWも参加した。

[高等学校・中等教育学校]

① 「インターネットやスマートフォン、携帯電話に依存している生徒への対応について」

ネット依存の現状及び予防、ネット依存の生徒への対応として学校でできる取り組みについて講演を行った。ネット依存は、学校不適応や精神疾患、発達の課題等、生徒本人の要因や、家庭環境、家族関係等の環境要因が複合的に絡み合っているケースが見られる。

② 「スクールカウンセラーによるスクールソーシャルワーカー的な考え方の取り入れ方について」

いじめ、暴力、不登校の問題行動や発達障害、家庭環境の課題等、生徒を取り巻く環境の問題と生徒の心のあり方が複雑に絡み合ったさまざまな課題について対応する際には、人と環境との関係性を改善することが必要である。そのためには、問題を多角的に捉え、関係機関の役割を理解し、多職種との連携を図りながらチームで対応することが重要である。

(4) 特に効果のあった研修内容

[高等学校・中等教育学校]

- ① ネット依存やネット依存と同様に行き過ぎた行動や嗜好のため、学校生活に支障をきたしている生徒への対応について、多くの事例を検討することにより、さまざまなケースの指導・支援について共有することができた。
- ② 外部機関と連携し、効果的な指導・支援が進んだ事例や外部機関と連携を図る際の留意点や課題について情報共有し、スクールカウンセラーはどのような関わりを持つことが望ましいか協議を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有(週2日 1日7時間 年間420時間)
- 活用方法
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
 - ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
 - ・採用1～2年目のスクールカウンセラーに対する巡回スーパーバイズ
 - ・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

限られた勤務時間の中で、年2回、連絡協議会を行っている。スクールカウンセラーの資質向上に向けて、時間の拡大を検討したいが、学校での勤務時間を減ずることになるため、現状の時間で、より効果的な内容の協議会を実施したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

[事例1] 発達障害等のための活用事例(①)

高等学校3年女子生徒Aは、自分が発達障害ではないか、と悩んでいた。進路は決定したが、自分の物忘れの多さや、集中力のなさが大学生活に影響を与えるのではないかと心配して養護教諭に相談した。養護教諭はAの話を聞いて、SCとの面談を勧めたところ、Aは定期的に面接を受けるようになった。SCは、Aが保護者に自分の悩みを打ち明けられない状況であるが、保護者の協力が不可欠であることを学校に助言した。担任は、保護者と面談し、Aの困り感を伝えたところ、保護者の理解と協力が得られ、Aを発達障害者支援センターに繋げることができた。その後、Aは、自己理解を深めるアセスメントや医療機関への相談などにより、自分の困り感への具体的な対応策を身につけて卒業することができた。

[事例2] 小中連携のための活用事例(②)

小学校で不登校だった中学校1年Bは、小学校卒業間際まで登校できていなかった。Bが中学校に入学前に他機関と情報を共有した上で、母のカウンセリングを始めた。SCが入学前後の登校に向けて母に対して子どもへの接し方などのアドバイスを行い、その情報を元にクラスメイトや担任が配慮する体制をとったところ、順調に登校できるようになった。母のカウンセリングでは、Bに一方的に話をして、Bの気持ちに気づけないことからBの怒りや困った出来事等をできるだけ聞き、間違った捉え方があれば修正してアドバイスをした。その後、部活動の朝練習や提出物のつまづきも徐々に乗り越えられた。

[事例3] 校内研修のための活用事例(①)

中学校配置のSCを学の小学校におけるいじめの事例検討研修会の講師として活用した。いつ・どのように・誰とチーム対応を行うかを考える中で、いじめ防止対策委員会とのつなげ方をシミュレーションすることを研修の目的とした。

事例検討は5～6人の小グループで①いつ②誰と③どのように連携して行くかを用意しておいた用紙にまとめて貰い、更にそれを小グループ（2小グループ）で検討して、その事例に対して時系列で流れをまとめ、小グループ毎に全体に発表して共有する形を取った。

提供された事例は全て学校全体で対応して成果のあった事例であった。事例検討に入る前の説明で、いじめ防止対策委員会とチーム対応を意識した導入を行った為、事例の内容によって、いじめ防止対策委員会までつながる経緯は異なるが、概ね事例の対応の中にいじめ対策防止委員会を絡め、チーム対応の形を考えた発表となった。

いじめと認識される事柄が発生した場合、いじめ対策防止委員会において、その情報の迅速な報告・共有は基本的な対応であるにも関わらず、実際は、なかなかチーム対応や報告のタイミング等の点で教職員の認識や足並みが揃い難いことを認識することができた。

チーム対応とそれをどうやって学校のシステム化した流れ（いじめ防止対策委員会）に乗せていくかを再度考える場となった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

[中学校]

いじめの相談件数は、平成25年度と26年度を比較すると、803件から876件で73件増加、長期欠席は13,939件から15,506件で1,567件増加、相談件数の合計は49,953件から55,521件で5,568件増加している。

不登校児童生徒の相談後の変化については、小学校は、ほぼ改善、やや改善を合わせると、75.1%から82.1%となり、中学校では、ほぼ改善の割合が、24.6%から26.2%と改善している。

家庭訪問に関しても、153人から163人に増加している。また、中学校でのケース会議等への参加実績が2,708回から2,928回に増加している。

[高等学校・中等教育学校]

平成25年度と平成26年度を比較すると、相談件数の合計は、11,189件から12,348件に増加している。生徒からの相談件数は、5,488件から5,489件とほとんど変わらないが、保護者・教職員からの相談の増加が著しい。相談後、解決・好転した割合については、過去4年間で70%台で推移しているが、平成26年度は74.5%と過去最も高い割合を示した。

（2）今後の課題

[中学校]

小中担当SCの構成を見ると、準ずる者が27名（18.6%）、公立学校に勤務した経験が3年未満の者が28名（19.3%）であり、近年多様化する児童・生徒の課題への対応のためにはより一層の技量の向上が望まれる。

[高等学校・中等教育学校]

拠点校に配置されるスクールカウンセラーは、1日7時間、年間245時間（※中等教育学校は、490時間）の勤務であり、複数校に勤務するスクールカウンセラーの各校での勤務は月1～2回に限られている。多くの学校で、生徒・保護者との面談時間や教職員との情報共有のための時間の確保に苦慮している。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成26年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置計画上の工夫

- ① 生徒指導上の困難を抱える中学校 12 校にハートフル相談員を、それ以外のすべての中学校・中等教育学校(168校) にスクールカウンセラーを配置する。
- ② 上記 168 校すべてにスクールカウンセラーを配置するため、拠点校方式を採用する。
 - 市町村立中学校 161 校に、拠点校・対象校 1 セットでスクールカウンセラー 1 人を年間 34 週 238 時間配置
 - 県立中学校及び中等教育学校に、スクールカウンセラー 1 人を年間 31 週 124 時間配置

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ① 配置人数について
 - 中学校 : 162 校 58 人
 - 中等教育学校 : 6 校 6 人
- ② 資格について
 - 臨床心理士 29 人
 - [スクールカウンセラーに準ずる者について]
 - 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 1 人
 - 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 34 人
- ③ 勤務形態について
 - 単独校 2 市町村立中学校 (年間 34 週 238 時間 1 回 7 時間または 4 時間)
 - 1 県立中学校 (年間 31 週 124 時間 1 回 4 時間)
 - 6 中等教育学校 (年間 31 週 124 時間 1 回 4 時間)
 - 拠点校 79 市町村立中学校 } (年間 34 週 238 時間 1 回 7 時間または 4 時間) の勤務のうち、
 - 対象校 80 市町村立中学校 } 概ね拠点校約 7 割と対象校約 3 割を目安として配分する。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ① 策定の状況
 - 「スクールカウンセラー等活用事業の手引き」を作成
 - 主な内容：活用事業の趣旨、スクールカウンセラー等取扱要領、必要書類の様式、文科省資料 等
- ② 周知方法
 - 事業連絡会（4 月）でスクールカウンセラー、配置校校長・担当者、市町村教委担当者に配布・説明

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、ハートフル相談員、学校派遣カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当者、学校職員

(2) 研修回数（頻度）

年1回（10月）

(3) 研修内容

- 行政説明「本県における不登校等の現状と課題」
- 講義「学校・クライアントのニーズを的確にとらえるために」
- グループ協議（講義題にかかわって、各自の実践を振り返り、成果と課題をグループで共有する。）

(4) 特に効果のあった研修内容

学校・クライアントのニーズに即した「システムズアプローチ」について

講師 心理技術研究会 中野真也

- システムズアプローチとは・・・「さまざまな要素が相互作用する全体」というシステムというものの見方と、それを臨床実践に応用させた方法論の総称。さまざまな要素（人、観念、問題など）がどのようにつながり、関わり合っているかという相互作用の考え方により、「問題」とされることに関わる人たちのニーズも考慮し、その全体をシステムと捉え、一要素としてSC自身も加わり、働きかける。
- 学校のニーズは・・・基本として、学校は教職員を中心としたシステムであり、SCや相談員の位置付けはさまざまである。学校側からすると、多くの教職員はSCや相談員をよく知らない。何をどう期待され、どのように動くことが求められているかを見極め、SCや相談員が学校組織の一員として加わり、治療的に機能するようなシステムを形成することが重要。当該校の動き方やニーズに合わせてジョインティングし、仕事ができる・しやすくなるようにする。
- クライアントのニーズは・・・SCなどの専門家に相談するにあたっては、誰かが何かの理由で「SCに相談しよう」となって相談の場に至る。よって、言語内容だけでなく、クライアントのニーズがさまざまな人や要素と「どうつながり、関わっているか」の視点から捉える。

参加者の意見

- 新しい視点が得られて良かった。
- 学校システムにコミットしていく際の、SCとしての役割を再認識することができた。
- クライアントのニーズ、特に言葉について多角的に捉える視点を学んだ。

※次年度も「システムズアプローチ」についての研修を継続する。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 無

(6) 課題

- 研修会といえども、一定時間スクールカウンセラー等を拘束することにより、謝金を支払っている。予算上、謝金は2時間分しか支払えないため、研修時間も2時間に限られる。研修内容の精選とスムーズな進行が求められる。
- スクールカウンセラー等の力量や経験に差があるため、講義内容やグループ編成に考慮が必要である。また、スクールカウンセラーに求められる役割が社会状況に合わせて変化してきていることから、喫緊の課題に即した研修内容を考える必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒の学校復帰のための活用事例（①⑦）

A子は、1年生の途中から不登校になった。学校では、スクールカウンセラーとの面談を計画したが、母親が忘れていてキャンセルするなど、なかなか母親の協力が得られずにいた。それでも、担任による働きかけにより定期的な家庭訪問と数回のスクールカウンセラーとの面談を実施してきた。

A子が3年になり、教育相談部会でのスクールカウンセラーとの情報交換の中で、学校だけでは対応しきれない家庭や保護者の実情が明らかになってきた。学校職員からも「進路について相談しなければならないが本人や母親と思うように面談ができない」「家庭の経済状態も心配だ」などの声が出された。そこで、校長が地域の保健師と相談の上、市の福祉課やサポートセンター等の関係機関に協力を依頼した。福祉担当者と校長で、保護者への指導を繰り返し行った。その結果、保護者の意識に変化が見られ、2学期からは、母親の送迎で相談室登校ができるようになり、スクールカウンセラーとの継続的な面談も行うことができた。

その後A子は、担任と進路相談を行い、市内の特別支援学校に進路を決定した。A子の保護者は、受検や入学事務に関する書類の提出にあたって、福祉関係の支援を受けることができ助かったと言っている。

【事例2】小中連携のための活用事例（②）

<同一校舎小中連携校のよさを生かしたスクールカウンセラーの活用>

- ① 中学校に派遣されたスクールカウンセラーであるが、同じ校舎に学ぶ児童は数年後には中学校に入学してくる子どもであることから、授業の様子を参観したり、休み時間に一緒に遊んでもらったりしながら、普段から児童とのかかわりをもっている。小学校側から、学級担任の視点だけでなく、別の立場からも児童の内面を把握したいという依頼があり、高学年児童が個別にスクールカウンセラーによる面談を受ける機会を設けた。小学校の教職員への助言や情報交換する時間を確保し、児童の心情を多面的に理解することにつながった。
- ② 小中学校だよりや保健だよりでスクールカウンセラーの横顔や保護者も面談可能であることを紹介したところ、児童保護者から面談の申し込みがあり、中学校との時間を調整してカウンセリングの場を提供した。
- ③ 児童生徒に対するカウンセリング内容は、必要に応じて情報の取扱に十分留意しながら、小中教職員に記録ファイルを回覧したり、小中合同児童生徒理解の会で報告したりしている。小中教職員が校種に関係なく共通理解のもとに、全ての児童生徒と関わるができている。

<小中合同研修会におけるスクールカウンセラーの活用>

中学校に在籍する生徒の中には、小学校時代に特別支援学級に在籍していた生徒がいる。また、次年度小学校に入学する児童のうち2名が特別な支援を要することが分かっていた。そこで、児童生徒への対応について研修を行う必要があると考え、スクールカウンセラーに講師を依頼し、小中合同の研修会を実施した。

研修内容はAD/HD、ASD、LD等発達障害の種類とその特徴、障害に対する支援、配慮事項や小学校、中学校、高等学校でみられる問題とその子どもの社会自立と進路実現を支援する体制の在り方などである。今後の指導の参考となる大変有意義な研修会であった。

今年度は、この研修をもとに、小学校1年の担任だけでなく、小中学校全職員が協力して支援体制をとっている。特別な支援を要する当該児童2名はいくつかの問題を抱えながらも、意欲をもって学校生活を送っており、入学当初に比べ着実な成長を見せている。

【事例3】生徒の自己理解を深めるための活用事例（②）

カウンセラーとT・Tによる授業を通して、生徒は、自己理解や他者との関わりなどの社会性や自己肯定感の向上を図ることができた。また、生徒の悩み軽減や不登校の未然防止にもつなげることができた。

具体的には、2年生にエゴグラムから自分自身に目を向けさせ、自分の特徴や良さに気付かせ、対人関係の持ち方の特徴をつかむことをねらいとして、「自分の対人関係の特徴を知ろう」を2時間構成で実施した。

スクールカウンセラーから、生徒一人一人のエゴグラムのパターンを見て、対人関係の持ち方の特徴を知り、低い箇所を伸ばすよう具体的な方法についてアドバイスをもらうことで、生徒は、今のまま大切にしたい自分と変わりたい自分を知ることができた。

授業後の生徒の感想では、「自分を詳しく知ることができた。」「悪気がなくても相手に嫌な気持ちにさせてしまうことがあると思うので気を付けたい。」「自分の低かったところを伸ばしていきたい。」等、自己理解が深まった感想が多かった。このような実践を通して、生徒はスクールカウンセラーに親近感を持ち、悩みを相談する対象としてスクールカウンセラーを活用している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

年度末にスクールカウンセラー活用状況調査を実施し、スクールカウンセラーが配置されているすべての市町村立中学校 161 校からの報告内容をもとに、事業評価を行っている。

① H26 スクールカウンセラーの活動・相談状況

相談対象	相談内容別実施回数(延べ人数)								
	不登校	いじめ	暴力行為	友人関係	家庭問題	学業進路	その他	区別不明	合計
生徒	1,489	59	4	925	270	343	1,484	1,858	6,432
保護者	1,344	26	4	44	121	61	272	193	2,065
教職員	5,190	170	51	498	404	412	2,241	1,987	10,953
その他	105	3	0	0	3	0	66	75	252
合計	8,128	258	59	1,467	798	816	4,063	4,113	19,702

※「教職員」の項目には、教育相談部会及び校内研修会における指導助言を含む。

【成果】年間の延べ相談人数は約2万人に上る。不登校に関する相談内容が最も多く、全体の4割を占める。生徒のみならず、保護者や教職員も相談対象になっており、その成果は②に表れている。

② H26 スクールカウンセラーの配置による効果

	項目	校数(複数回答)	順
ア	いじめの解消、未然防止	51	
イ	不登校の解消、未然防止	120	4
ウ	問題行動の解消、未然防止	64	
エ	教員の研修、カウンセリング等の知識・技能の向上	68	5
オ	小中連携	22	
カ	生徒の悩み軽減	149	1
キ	保護者の悩み軽減	132	2
ク	教員の悩み軽減	127	3
ケ	その他(複合する問題の分析と解消、生徒の自己肯定感等の向上)	16	

【成果】学校はカウンセラー配置を効果的に受け止めており、特に効果が大きいのは、①生徒の悩み軽減 ②保護者の悩み軽減 ③教員の悩み軽減 ④不登校の解消と未然防止についてである。

③ H26 スクールカウンセラーを活用した校内研修の実施状況

校内研修を実施した学校数と割合 45校 28.0%

<実施内容> ※ ()は実施校数

児童生徒理解 (30) 生徒指導上の諸問題への対応 (17) カウンセリングの技法 (7)
実態把握の方法(検査等の活用) (6) 学級づくり・集団づくり (7) その他 (6)

④ H26 スクールカウンセラーを活用した教育プログラム等の実施状況

児童生徒を対象とした教育プログラム等を実施した学校数と割合 37校 23.0%

<実施内容> ※ ()は実施校数

ストレスマネジメント (15) アンガーマネジメント (4) ソーシャルスキルトレーニング (15)
構成的グループエンカウンター (10) アサーションスキルトレーニング (5) ピア・サポートプログラム (3) その他 (7)

【成果】限られた配置時間の中で、計画的に校内研修や教育プログラム等を実施している学校がある。

上記②において「教員の研修、カウンセリング等の知識・技能の向上」に効果があったとする学校が68校(全体の4割)ある。

(2) 今後の課題

- ① 勤務日数が限られているため、カウンセリングを必要としている生徒や保護者への継続的な対応が不十分である。また、学校によってニーズに差があり、カウンセリング等の希望回数が多い学校は、予定した勤務時間内では終わらない状況が見られる。状況に応じて拠点校・対象校間で配置時間を調整し、スクールカウンセラーが必要な時に必要な学校に行くことができるよう、弾力的な活用を推進する必要がある。
- ② 新たに不登校になる児童が小学校で増加し、問題行動の低年齢化が見られる。小学校における生徒指導を強化する必要がある。小学校へのスクールカウンセラーの配置はしていないが、中学校に配置されているスクールカウンセラーが、必要に応じて校区内の小学校に行き、相談業務等を行うことを推奨する。
- ③ スクールカウンセラーが有効に活用されるためには、カウンセラーと担当校の職員や生徒、保護者との良好なコミュニケーションが欠かせない。また、相談内容が多岐に渡る上、生徒を対象にした教育プログラムや校内研修の実施が望まれている中、スクールカウンセラー各自の資質向上が必須である。臨床心理士会との連携により、研修会等をとおして、人材育成と資質向上を図っていく。